

令和3年3月16日 予算特別委員会 議事録  
9時58分 開会

○出席委員 (8人)

委員長 賀屋 幸治

副委員長 西村 一啓

委員 原田 孝徳、小中 真樹雄、中川 智之、網谷 芳孝、日域 究、  
寺岡 公章

議長 細川 雅子

○欠席委員 なし

○賀屋委員長 おはようございます。

少し時間早いんですが、定足数に達しておりますので、ただいまから予算特別委員会を開会いたします。

改めてお願いしておきます。

委員の皆様には、昨日も、再確認させていただいておりますが、事前通告への協力をお願いしております。円滑な会議運営のため、通告内容に基づいた質疑を行っていただきますようお願いいたします。

また、質疑に当たりましては、予定している予算書等のページと項目を、最初に述べていただき、本来の趣旨に沿って簡潔明瞭に行っていただきたいと思っております。

発言される際には、挙手の上、委員長と呼んでいただき、指名を受けてからマイクのスイッチを入れ、マイクに近づいて発言していただきたいと思っております。

委員の挙手がない場合は2回目の質疑、3回目の質疑と進んでいきますので、質疑がございましたら素早く挙手をお願いいたします。

また、執行部が答弁される場合は、基本的に委員長は職名で指名をいたします。指名を受けた場合は、課名と職名、氏名を名乗ってから答弁いただきますよう、お願いいたします。

それでは、令和3年度一般会計予算の審査を続行いたします。

昨日に引き続き、第3款総務費の質疑に入ります。

2回目の質疑から継続いたします。原田委員の通告分が1件残っておりますので、原田委員からお願いいたします。

原田委員。

○原田委員 おはようございます。それでは、昨日に引き続きまして、54ページの地域公共交通整備事業、この中のこいこいバスについて少しお伺いしたいと思います。

こいこいバスについては、市外からの利用の方も多くなってきているのではないかなと思うんですけども、先日、自治振興課の方にもお伝えしたんですが、通常走っているこいこいバスではなくて、車検とかそういう整備とか、わからないんですが、そういう代替のマイクロバスを利用した場合に、中に降車のボタンというんですかね、そういうものも

ついてないですし、それから行き先がバスの中に書いてなかったり、次はどここの停留所というのも当然わからないような感じですので、ふだん通学・通勤とかで利用されている方というのは全然問題ないと思うんですけど、これが例えば市外の方が利用された場合に、目的地に行きたいなと思ったときに、バス停の案内が全くないので、一回一回バス停に止まってもらえれば、それは何とかわかりやすいんじゃないかと思うんですが、降りそうな方がいらっしゃらない、何か空気を感ずるのか、停留所そのまま通過したりとかすると、大変市外からの方はお困りになるんじゃないかなと思うことがありました。

それから通常のこいこいバスの運行の際にも、市民の方からお声をいろいろ聞いたんですが、私も実際に乗っていてどうなのかなと思うところがあったんですが、実は今日も8時40分の大竹駅の玖波行きのバスなんですけど、小方港で降りる方がいらっしゃってボタンを押したんですけど、止まらずにそのまま通過しそうになって、慌ててお客様が降りますというんで、声かけられて20、30メートル前で、止まったというケースがありました。これは今回だけじゃなくて、これまでも2、3件市民の方からボタンを押したんですけど、通過したんだよという話を聞きましたので、その都度言えるときには自治振興課のほうに御連絡を差し上げてはいました。そういう皆さんが本当に少しお困りになるようなケースが私が知っている中でも、私が見た中でも、本当に私もそんなにそうですね、年間どれぐらい乗るかわかりませんが、月でいうと7、8回は乗りますので、それでも2、3件そういうケースを見られてますから、もしかしたらもっとそういうケースがあるのかなと感じております。

それはいいとして、このバスの運行事業者に対して、いろいろ皆さんから意見が出ると思うんですが、こういうものを改善してもらいたいとかという指導とか助言とかいうものが、どのあたりまでできるのかということをお聞きしたいと思うんですが、お願いいたします。

○賀屋委員長 自治振興課長。

○外谷自治振興課長 ありがとうございます。バスの運行に関しましては、一応私どものほうも運行協定を結ばせていただいて、事業者のほうには、こういう運転をお願いしますという形にはしているんですけども、そういった苦情等につきましては、特に仕様では決めているわけではないんですが、適宜、自治振興課のほうにも電話で苦情を受けたりとかしているところであります。その際には、その内容については、それぞれ受託している運行业者にこういったケースがありました、ということで、改めて運転手のほうにも気をつけてくださいという内容については適宜こちらのほうからお伝えさせていただいているところであります。

ただ、毎日運行していただいている中で、どうしてもそういったケースがまた出てくることは多々あるようですので、その都度御連絡いただければ、改めてタクシー業者のほうには、こちらからそういった内容について伝えて是正するようにお願いするようにはしております。

以上です。

○賀屋委員長 原田委員。

○原田委員 民間のバス、私も結構乗るほうだと思うんですが、そういうケースは今まで一回もないくらいないので、そのあたり路線バスの運行ということに関して、もう少し何というんですかね、しっかりとほかの民間の路線バスなんかのものも、勉強というほどではないのかもわかりませんが、やはり路線バスとして運行する限りは、乗られる方に御迷惑のかからないようにぜひ御指導のほうお願いしたいと思います。

それでは、もう1点だけ質問させていただきます。

これは本会議の中でお話があったと思うんですけれども、停留所のCランクの危険箇所が1カ所あるというような趣旨のお話があったと思うんですが、それはすみません、どこになりますでしょうか。

○賀屋委員長 自治振興課長。

○外谷自治振興課長 すみません。こいこいバスのCランクというのが、黒川会館の横に公園があると思うんですけれども、そちらにバス停がございまして、この分がCランクに値するというごさいます。

○賀屋委員長 いいですか。

続いて、昨日の1回目の日域委員の質疑の続きとして2回目の質疑お願いします。

日域委員。

○日域委員 昨日、後で話をして、個人的にかなり解消してしまったんですけども、続きじやなくてもいいですか。

今の原田委員の質問の関連なんですけども、例えば何をやるにも何かのとき、いざというときにそれが継続できるように、例えばバスであれば車検って必ずありますよね。私は、昔消防署に見学に行ったときに車検に行ってると聞いてびっくりしたんですけども、戦争が始まったときに戦車が車検行ったらどうするんやと、つい思いましたけど、車検は車検で仕方がないのかもしれませんけども、あれは合法的なことなんですか。バスと違うもんが走ってますよね。あんなことは運輸局に聞いたことがないですけども、あるんでしょうね。特に今みたいに小さな事業者を認めていこうと思ったときに、例えば広電とかであれば、バスがたくさんありますから、予備の車、当然あると思いますけども、ああいうふうに一個しかなければ、ほかに方法がないから特別扱いなんかなどは思いますけども、でもそれでも逆に危険性が伴うことであつたらすよね、やっぱり万が一どうするんだつてありますけども、国の決めたルールの中にああいうことはどうなっているか、もしおわかりだったら教えてください。

○賀屋委員長 自治振興課主幹。

○川村自治振興課主幹兼自治振興係長 すみません。そこまで詳しくはないのですが、今こいこいバスの運行のほうをお願いしておりますタクシー会社ですけども、一般の乗合の資格のほかに貸し切りという形でマイクロバスを貸し切りで出したりしますので、そういった車両を車検の際に代替として運送していただくという形で運行の協定をさせていただいておりますので、その中で運用されていると理解しております。

以上です。

○賀屋委員長 日域委員。

○日域委員 わかりました。大体、運輸局は、もう取り締まり官庁というか、許認可官庁の際たるものですから、どうなってるのかなと思ったんですけども、ほかではあまり見ませんよね、実際問題として。わかりました。終わります。

○賀屋委員長 他に質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○賀屋委員長 以上で、2回目の質疑を終結いたします。

3回目の質疑に入ります。質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○賀屋委員長 以上で、第2款総務費の質疑を終結いたします。

説明員の交代がありますかね。

暫時休憩いたします。

再開は10時15分といたします。

10時10分 休憩

10時15分 再開

○賀屋委員長 休憩前に引き続き会議を続行いたします。

第5款労働費の質疑に入ります。

労働費については、事前通告書は出ておりません。

1回目の質疑を行います。質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○賀屋委員長 質疑はございませんので、第1回目の質疑を終結いたします。

2回目の質疑を行います。質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○賀屋委員長 2回目の質疑を終結いたします。

3回目の質疑を行います。質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○賀屋委員長 以上で、第5款労働費の質疑を終結いたします。

続きまして、第7款商工費の質疑に入ります。第1回目の質疑に入りますが、商工費については、事前通告書が出ておりますので、順番に指名させていただきます。

小中委員。

○小中委員 商工費について2点お伺いしたいと思います。

まず、第1点が消費生活相談事業です。概要によりますと、多様化する消費生活トラブルの未然防止及び消費者被害の救済を図ります。とありまして、予算書の129、130ページのところで講師謝礼が10万5,000円計上されておりますが、来年度は多分、1回講演か何かをされるんだろうと思いますが、どのような講師を呼んで啓発活動を行われるのでしょうか。わかっているならば教えていただけませんかでしょうか。

○賀屋委員長 はい、どうぞ。

○本山産業振興課商工振興係長 産業振興課商工振興係長の本山です。

現在、消費生活相談員が学校や地域に出向きまして架空請求や契約上のトラブルなど

様々な消費生活問題について出前講座というのを実施しております。このたびの予算につきましては、それとは別のものになりまして、公民館と連携してインターネットにおける消費生活問題対策講座というのを実施する予定としております。

今後、スマートフォンの普及率はさらに上がり、インターネットを活用した買い物等が多くなっていく中で、迷惑電話や迷惑メール、フィッシングサイト等を端緒とした詐欺被害がこれから増えてくると考えておりまして、こうした新たな消費生活問題による被害を軽減させるために、スマートフォンの機能等を活用した対策や事例紹介を講座によって周知することを考えております。

講師につきましては、本市が連携協定を締結しておりますソフトバンクや公民館で現在行っているIT講座の講師の方などの専門知識を有する方をお願いする予定として考えております。

以上でございます。

○賀屋委員長 小中委員。

○小中委員 それで、令和2年度の統計というのは、まだないと思われまして、令和元年度で結構ですので、相談件数が何件ぐらいあったか、その中でも具体的にどういう被害が多かったかということがわかれば教えていただければと思います。

○賀屋委員長 商工振興係長。

○本山産業振興課商工振興係長 令和元年度の消費生活問題の相談件数につきましては、全体で77件ございました。そのうち最も多いのが、架空請求となっておりまして、その次が通信販売、これインターネットを介在してぼちっと押してしまったり契約してしまったり、1カ月無料とかいうのをうたっているのを見て誤ってそのまま継続する契約を結んでしまったりというようなトラブルが発生しております。ちなみに令和2年度2月末時点でございますが、全体で66件の相談が来ておりまして、今年度につきましては、通信販売の関係のトラブルが多くなっているところでございます。

以上でございます。

○賀屋委員長 小中委員。

○小中委員 その中のそういう相談を踏まえて、特に未然防止において力を入れていることがあれば教えてください。

○賀屋委員長 商工振興係長。

○本山産業振興課商工振興係長 消費生活問題につきましては、毎月の広報で事例紹介と対応方法等を紹介している啓発活動が主でございます。先ほどお伝えしました消費生活相談員が地域や学校等に出向いて、そういった架空請求等の対策とか、最近増えている消費生活問題についてお知らせするという啓発活動が主となっております。

以上でございます。

○賀屋委員長 小中委員。

○小中委員 先ほど出ました出前講座という幼少期の消費者教育というのは大変重要だと思います。実際に、その出前講座というのをこれまで行われて、児童生徒からの反応というのは、どうでしょうか。わかっていれば教えてください。

○賀屋委員長 商工振興係長。

○本山産業振興課商工振興係長 学校といいますのは、中学校を中心に、今、行っておりまして、終わった後に生徒一人一人から感想をいただいたりすることもございます。その中では、やはり今まで知らなかったとか、インターネットというのが、そういう怖いこともあるんだと知ったとか、やはり講座を受けてよかったという意見のほうが多く出ております。

以上でございます。

○賀屋委員長 小中委員。

○小中委員 どうもありがとうございました。これからもできるだけ被害が少ないように、それぞれの事案に対応していただければと思います。

2点目に産業振興奨励金というのが131ページにありまして、まず、私もあんまりよくわかんないので、お伺いしたいんですけど、これは平成20年に制定された大竹市産業振興奨励条例に基づく事業なのでしょうか。

○賀屋委員長 産業振興課長。

○前田産業振興課長併任農業委員会事務局長 失礼します。まずは産業振興奨励金の制度について御説明いたします。

大竹市産業振興奨励条例では、産業振興奨励金を交付することにより本市の産業の振興を図り、もって本市経済の発展及び市民生活の向上に寄与することを目的とする。としております。つまり市内に設備投資した事業者に奨励金を交付する当該制度を設けることで、市内事業者の新たな投資する意欲や市外事業者が市内へ投資する意欲を促進させる。そのことが市内経済の発展及び市民生活の向上につながると考えております。

次に、奨励金の交付対象事業者ですけれども、奨励措置対象事業者の指定を受けた事業者となります。指定を受けるためには、本市において家屋及び償却資産に賦課された固定資産税の課税標準額が前年度の固定資産税の課税標準額に比べて中小企業者であれば課税標準額が5,000万円以上の増加、中小事業者以外であれば課税標準額が5億円以上の増加があった場合に奨励措置対象事業者の指定を申請し、大竹市産業振興審議会で審査を受けることとなります。

指定を受けた事業者につきましては、翌年度に奨励金の交付申請をすることで増加課税標準額に100分の14を乗じて得た額に相当する額を奨励金としまして交付されます。

なお、奨励金の額は5,000万円を限度としております。

今回の令和3年度の予算は、令和元年中に設備投資を行い、令和2年度の固定資産税課税標準額の要件を満たし、指定を受けた事業者が来年度奨励金の交付になります。

以上でございます。

○賀屋委員長 小中委員。

○小中委員 ということは、奨励金を受ける業者は、もう決まっているということでしょうか。

○賀屋委員長 産業振興課長。

○前田産業振興課長併任農業委員会事務局長 今年度、もう指定を受けられてますので、来

年度の交付は、お金の請求だけになると思いますということです。

以上です。

○賀屋委員長 小中委員。

○小中委員 その支給を受ける業者というのは何業者というか、要するに何件なんですか。

○賀屋委員長 産業振興課長。

○前田産業振興課長併任農業委員会事務局長 令和2年度の指定で7件の申請がありましたので、来年度は7件という形になっております。

以上です。

○賀屋委員長 小中委員。

○小中委員 特にその中では、申請基準に合っていて選定された業者というのは、市としては新たにというか、市が戦略的にこういう事業に積極的に支援していきたいとか、そういう思惑は特になくて、その基準に合えばそれで支給するという事によろしいんでしょうか。

○賀屋委員長 産業振興課長。

○前田産業振興課長併任農業委員会事務局長 企業のほうが努力されて、設備投資された部分に対してになりますので、委員がおっしゃったとおりになります。

以上です。

○賀屋委員長 小中委員。

○小中委員 ありがとうございます。

○賀屋委員長 続いて、中川委員。

○中川委員 すみません。今の小中委員と全く同じことなんで、少し追加して今年度4,134万1,000円の産業振興奨励金ということで、7件ありますね。今言われたその企業側がそれを当てにしているというか、それがあから投資したということはあるんでしょうか。

○賀屋委員長 産業振興課長。

○前田産業振興課長併任農業委員会事務局長 それがあから投資したということもあろうかと思いますが、企業自体が新しい設備を整えるということで市のほうがこういった助成があるので、企業側もどんどんしていこうという形の意欲を持たせるような制度でございますので、そういった面もあろうかと思いますが。

以上です。

○賀屋委員長 中川委員。

○中川委員 そうですね。あってもなくても企業がしたんじゃないかという部分もあるんじゃないかと思うんですね。だから、この際ですから考え直す部分もあるんじゃないかと思うんですが、その部分はわかりにくいかもしれませんが、それならば額を上げるとか、そんだけあるんだったらやろうという部分も考えてもいいんじゃないかなと思うんですが、そういうことで質問を終わります。

○賀屋委員長 何か今のお考え。

総務部長。

○中村総務部長 特に大企業の場合、投資をするに当たって、こういう制度があれば本社の決裁も受けやすいとか、そういう誘発する原因になると思われまので、一定の効果があるかと考えております。

○賀屋委員長 いいですか。

続きまして、網谷委員、お願いします。

○網谷委員 1点だけお願いします。

131ページの中小企業経営安定支援事業の中の中小企業融資預託金でございますが、今回、コロナ禍の関係で今年度内でまだ消化できてないかも分かりませんが、前年度と比べてどうなんですかねと思って、融資の申し込みが多いんですか、少ないんですか。それとも同じぐらいなんですか、その辺のところ教えてください。

○賀屋委員長 産業振興課長。

○前田産業振興課長併任農業委員会事務局長 中小企業融資預託金につきまして、令和元年度は15件の申し込みがありました。令和2年度につきましては、これまで3件の申し込みになっております。この要因につきましては、令和2年度はコロナ禍に対応した国や県の無担保・無利子の非常に有利な融資を受ける事業者がたくさんありまして、市の融資制度の利用については低迷しております。

しかしながら、国や県の無担保・無利子の融資は今年度で終了する予定ですので、来年度以降は増えてくるのではないかと考えております。

以上です。

○賀屋委員長 網谷委員。

○網谷委員 私の予想どおりございまして、3件というとかなり少ないということですね。

また、これが今年度で終わりということになりますと、また元に戻るということなんで、こちらのほうは利子が要りますからね、難しいところではあります。利子を下げてくださいというてもしよがないんですが、その辺のところは中小企業の方に融資がしやすいように図っていただければと思います。終わります。

○賀屋委員長 続いて、日域委員から行きます。

日域委員。

○日域委員 商工絡みの質問って面白いなと思って今聞いてましたけど、行政の思惑と業者の考えと必ずあるんですよ。向こうに消費者がいますよね。そこの違いがあるのかなのか、面白いなと思って聞いてましたけど、私のやつもある意味ではそうなんですけどね。

130ページ、商工振興費だと思いますけども、最近新型コロナウイルスの影響もあってキャッシュレス一色といいますかね、ああのこの言いながら一生懸命やっていますけども、これ気がついたのは、この前控室でいろんな議員と雑談しているときにふと思ったんですけども、消費者の側におまけあげるよばかり言うんですけども、業者の側のことはあんまり考えてないですよ。よく言われるんですけども、キャッシュレスと言いながら、もう百花繚乱ですよ。百花繚乱ということは、ようけあり過ぎてわけわからんということなんですけども、あれ日本の政府もどう考えてるんか知りませんが、幾らn a n a c



oが普及してもですよ、多分n a n a c oを作る目的というのはセブンイレブンにあるわけですから、あれがローソンで使えるようにはなりませんよね。このカードが1枚あったらどこでも使えるというのが最高に便利なんですよね。世界的に言うたらあれでしょ、マスターとビザがほとんどだと思いますけども。何か共通点のないものばかりがごちゃごちゃできてしまいましたよね。

その中で「ほ・ろ・か」というのが、これはこの前のNHKの番組で紹介されて、ああ、そうなんだと思って聞いていましたけど、これクレジットカードじゃないらしいですけども。どこへ行っても通用するんですよ、庄原市東城町です。もともと東城町の誰かが頑張って作ったものらしいですけども、一種のプリペイドカードで消費者は単に買ったポイントが少しもらえる程度ですけども、お店のほうは要するに使用料というか、1.5%は取られるんですけども、かなりいいものらしくてですね、どこの店でも使えると。

要するに今の世の中の感覚がですよ、消費者に対して得しますよは、これは悪いって意味じゃないですよ。中小の業者にとってですね、100円で売ったものが現金なら100円でその場に入って来るわけですよ。それがクレジットにすると下手すると1カ月、2カ月、昔やったらボーナス一括といたら、本当にボーナス時期までくれなかった時代もありますけども、私も小売業の経験があるんで思うんですけども、手数料のパーセンテージは、いかにクレジット会社と交渉して値切るかというのが大事な要素でしたからね。

今回も最近はそのようなことやってないからどのぐらい料率取られるんか知りませんが、小さい店ってセブンイレブンは1%と有名な、本当のところ知りませんよ。最高の小売業ですから1%でやっているみたいでね。でも結構取られるんですよ。今のキャンペーンといいますか、あれがなくなったらですよ、みんなやめてしまうのかなと。でもね、実際今はどうなっているかという、あれじゃないですか、銀行が両替でお金取るんですよ。低金利で銀行がビジネス合わなくなったから、もう手数料いっぱいかけてますよね。両替にもお金取るし、それで預けるのも限界があったみたいです。なかなか小売業というのは、コインで大変なんです。お客さんが来るたびに、1,000円札ぽんと出してですよ、おつりもらっていくとしたら、ある段階になると、もう来ないでくれて、ある時間になっておつりがなくなったらもう悲劇ですからね。

そこで、もしどこのお店でも使えるカードがあって、それ持ってどこでも行けたら、すごい楽じゃないですか。つり銭の心配もないし、ポケットからの小銭でいっぱいになることもないし、今どうこうは言いませんけど、庄原市でできるんだったら、この辺でできないかなって思いがあるんですけども、あれですよ、ライバルがいるとかじゃなくて、大竹市なら大竹市のエリアの中にいけば、何を買うにもそれを持ってたら支払えると。そんなことを考えられたことないかなという、考えてほしいなという。商工振興ですからね。お店の人が経営する上で楽になることが一番ですから。そんなことを検討されたことがあるのかなのか、教えていただけませんか。

○賀屋委員長 産業振興課長。

○前田産業振興課長併任農業委員会事務局長 キャッシュレスについてでございますけども、委員がおっしゃられるとおり、様々なキャッシュレスに対応するには、店舗等がレジなど

の決済システム、それに投資しなければならないこと、その導入により決済手数料が発生するということなど負担が多くなることは承知はしております。

今年度の例でいいますと、キャッシュレス推進事業では国が進める新たな生活様式、こちらの普及、啓発する一環で実施してまいりました。もちろん委員がおっしゃられることも配慮し、レジなどに投資が要らないQRコードの設置及び令和3年9月まで決済手数料がかからないし、当該事業終了後にやめても手数料等が発生しないという事業者の提案もあり、協定を結んで事業の実施に至ったところです。

キャッシュレスの決済システムの導入には、かなりの投資が必要というものは承知しておりますが、国ではキャッシュレスを進めるために地域におけるキャッシュレス導入支援事業やマイナポイント事業に伴うキャッシュレス決済端末導入支援事業などの補助事業を行っております。

また、今後も中小店舗等にさらなる普及を目指すために検討も行っている状況です。国全体で考えますと、キャッシュレスに伴う決済手数料は、日本は諸外国に比べても高く、店舗の負担が大きいという面もあります。このような状況が導入を遅らせる要因にもなっていると考えております。

また、逆にメリットは、お客様のニーズに合ったキャッシュレス決済を導入することでキャッシュレスによる売上げの向上、店舗の売上げなどの集計にかかるコストの軽減などがあるかと思われます。市としましては、事業者に対する直接的な支援があるわけではないですが、大竹商工会議所と連携しながら国の補助制度などの紹介などしていきたいと思っております。

また、委員がおっしゃられた庄原市東城町での「ほ・ろ・か」ですが、東城町内の加盟店のどこでも使えるというものになります。これは、いわゆる地域通貨を電子マネーの形で商工会が事業者となり実施しています。このカードは、電子マネーの入金や利用によりポイントがためられることや、地域のイベントやボランティアに参加することでもポイントがためられるという面があります。

また、このカードは東城町の方の約8割の方が利用されていると聞いております。商工会が事業主ということで加盟店からの手数料がポイントの付与などに充てられ、住民が使えば使うほど住民に還元できるという仕組みになっております。

この事業は、地域の活性化につながるすばらしい事業と考えます。しかし、現状、既に様々なキャッシュレスを利用することができる本市でそのような取り組みを行うには、また一から仕組みづくりをするためには多額の費用と大変な労力が要されると考えております。

現在、日本銀行においては、中央銀行デジタル通貨の活用について検討が進められております。今後のキャッシュレスの推進については、国や民間の動向を踏まえながら大竹市として何ができるかは研究していきたいと思っております。

以上です。

○賀屋委員長 日域委員。

○日域委員 ありがとうございました。

日銀の件は、あれでしょ、ビットコイン絡みでしょ。それと今の御答弁の中で、それは違うなというのは、もう一個はね、地域通貨というのが、いろんな人がいるんな学者が考えたりするんですけども、どこまで見ても最後のところは、どうもペテンというか、最後どうするんってようわからんのですよ。結局はどこかの理屈を通そうと思えば最後はどっかで本当の通貨でもって決済しないと、つじつまが合わないと。何か子供の買い物ごっこみたいなレベルの話が多くて、多分庄原市はそんなんじゃないなくて、もう地域でやってるんですよね。

でもね、本当、国が何考えとんかわかりませんが、日銀カードぐらい作ってくれたらいいんですよ。我々は日銀券という、あの紙切れをみんな信用しているわけですから、日銀カードで日本中どこでも使えるとなったら本当楽だと思いますけども。国によったらいろんな銀行が出している通貨がですよ、同時に流通している国もありますけども。何か今のあれですよ。皆さん、小売業の人がライバルにお客を取られないために、ああいうプリペイドカードとか発行しているわけですからね、目的が全然違うわけですよ。だから、それ何とかしないとですね。ほんで社会のためというよりか自社のためですからね。結局取り残されて銀行のサービスも悪くなってですよ、それでなお、おたく、あんたんとこカード使えんのんって言われて、そうなるってと、小さなお店困りますから、ぜひ、庄原市のカードもですよ、もともと東城町だったらしいんですよ。それが庄原市に広がったんですけども、もう一段階広げて、広島県全域に広げらんかなあと。ノウハウもらえばいいわけですからね。何かのそういう使う側の視点で考えてほしいなと思います。

それと、あと2分あるんで、言わせていただくんですけども、さっきの小中委員の質問の中でインターネットの怖い話を、インターネットはある意味では怖い面はありますよね。子供たちに話をするというようなこと、たしかさっき御答弁の中でおっしゃられたと思うんですけども、今の子供ってどうかすると買い物したことがないんですよ。私ね、幼稚園で実際に買い物行けてやったことありますよ。お母さんと、お父さんでもいいですよ、家族で実際に子供を連れてお店行って買い物させろって。その経験すらないんですよ、今の子供って。だから、そこがないのに次にキャッシュレスとかですよ、ネットって想像ができないかもしれないし、それともう一個は、インターネットが怖いかという話です。

インターネットは絶対に鉄砲撃ってきませんし、インターネットが殴りかかってきませんよね。ある面ではインターネットは、ある種単なる電話線ですから、何やっても絶対に安全です。ただ、そこで対応間違えて自分がへまをするとですよ、とんでもないことになる可能性があるわけで、ある段階までは物すごく安全なものですよというのも言わないと、怖いものというの、かなり一面的ですよ。何か本当に子供に対する話って難しいんですけども、まああれですよ。いろんな意味で、みんながいい意味で理解を深めないで商業の振興にはつながりませんから、ぜひ広い意味での視野を持って対応していただきたいという気がいたします。

何かあったらお願いします。

○賀屋委員長 産業振興課長。

○前田産業振興課長併任農業委員会事務局長 ありがとうございます。委員のおっしゃられ

たことも含めて今後の研究課題にしていきたいと思います。

以上です。

○賀屋委員長 それでは、通告がありました質問については以上でございます。

1回目でございますが、他に質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○賀屋委員長 1回目の質疑を終結いたします。

2回目の質疑に入ります。質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○賀屋委員長 以上で、2回目の質疑を終結いたします。

3回目の質疑を行います。質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○賀屋委員長 以上で、第7款商工費の質疑を終結いたします。

説明員の交代がありますか。いいですか。

それでは、引き続いて、第6款の農林水産業費に入ります。

通告を受けております。通告の順に第1回目の質疑を行います。

網谷委員、よろしくお願いします。

網谷委員。

○網谷委員 概要16ページのひろしまの森づくり事業で、昨年度から300万円下がったんですかね、予算としてね。これは、何か事情があるんでしょうか、教えてください。

○賀屋委員長 産業振興課長。

○前田産業振興課長併任農業委員会事務局長 ひろしまの森づくり事業が減額になっているということでございます。平成30年度から令和2年度までの3年間は、県の特認事業の交付金を受けて亀居公園の周辺を少しずつ整備してきました。この特認事業が3年限りになりますので、令和3年度からは、交付金が受けられないため減額となっております。

以上です。

○賀屋委員長 網谷委員。

〔発言する者あり〕

○網谷委員 かなり差がある金額なんですけど、それでこれに軽めでというのもどうかと思うんですが、我々、友好会派で昨年大河原山のほうに、関係あるかどうかかわらんですが、参考までに申し上げたいんですが、視察いきますか、行ってきまして、大河原山のほうの予算が毎年50万円ぐらいですかね。少ないのか高いのか我々はわからないんですが、あんまり開発といいますか、進歩してないように感じたんですがね。そのとき私も久しぶりに行って見たんですが、これは手を加えたら相当いい観光スポットまではいきませんが、ハイキングコースですか、市民が集ってから家族で余暇を過ごすとかいうのにちょうどいいんじゃないのかなというような気がしましてね。毎年案内板とか設置してありますが、もう少し本気度を出してね、開発していただいたら、ぱっと見ても、夜ではなかったんですがね、夜はかなり夜景がよいのではないかと思います。工場の夜景というのをよく言われていますが、山の上からも相当なよい景色になるのではないかと思います。木の伐採とかいう

いろ本気でやるには、かなりの事業費がかかろうと思いますが、この森づくりも大変大切なことではありますが、そっちのほうは市街地にも近いしね、少し振り分けていただいたらどうかと思うんですが、その辺のところを何かありましたら聞かせてください。

○賀屋委員長 網谷委員、大河原山の関係は、土木費のほうに組んでありますんで。

○網谷委員 そうですが、関連があるように思いましてね。まあ、できればですよ、なければよろしいです。

○賀屋委員長 もし答えられれば。

産業振興課長。

○前田産業振興課長併任農業委員会事務局長 このひろしまの森づくり事業は、市の土地とか公有地ではなくて民地の整備に関してやりますので、大河原山のほうには、この費用は充てられません。

以上です。

○賀屋委員長 いいですか。

○網谷委員 はい。

○賀屋委員長 続きまして、プレジャーボート実態調査業務の件は、はい、どうぞ。

網谷委員。

○網谷委員 19ページですか、概要のほう。失礼しました。

これは、この前、生活環境委員会の傍聴で聞いてましたんですが、私も興味がありましたので、お伺いしたいと思います。

まず、委託料ですが、これはどこに委託するのか。それから、3つの港、小方港と飛石港と大竹南港ですか、こちらのほうは県が管理ということなんですが、これは条件のほうは同じなんですかね。玖波港と阿多田港。阿多田港は、遊漁船はゼロということなんですが、その辺のところを聞かせてください。

○賀屋委員長 土木課課長補佐兼管理係長、どうぞ。

○辰川土木課課長補佐兼管理係長 土木課管理係、辰川です。

まず、予算書に載っているプレジャーボート実態調査業務は、4月以降に発注を予定しておりますので、現段階では委託先は決まっております。

なお、当該委託業務は、放置艇対策のための前段階として実態調査、あと禁止区域及び小型船舶用泊地の測量図面・指定調書等を作成するものです。

また、本市が管理しております漁港につきましても条件的には、県が放置艇対策を実施する小方港、飛石港及び小方南港と同様となります。

以上です。

○賀屋委員長 網谷委員。

○網谷委員 まだ決まってないということですが、もうすぐ4月ですよ。決まっていなくて発表できんのかもわかりませんが。一応気持ちの上では決まっておると思いますが、それを聞きたかったんですが。それがまだ決まってないということ。

それから、令和5年度から1メートル300円ですかいね。それで、令和5年度からということ、あと2年しかないんですよ。それとこの件は、去年、一昨年ですかね、新聞

に大きく出とりました。というのも、漁船とプレジャーボート、遊漁船ですよ。あれを積み上げするということなると記事でも言うところなんですがね。その辺のことも含めてあと2年しかないんですよ。考えるところなんですか。その辺のところを聞かせてください。

○賀屋委員長 土木課管理係長。

○辰川土木課課長補佐兼管理係長 令和3年度で実態調査を行いまして、同時的になるんですけど、今度所有者とかに説明会とかを開いて、令和4年度に申請等を全て出していたでいて、令和5年度から徴収するような流れとなっております。

○賀屋委員長 網谷委員。

○網谷委員 もう来年度は、本当に調査というだけで、それから令和4年度からは、所有者に具体的に説明して、こうこうこうということを示していうて今言われたんですがね、ただ、令和4年度から、1年ぐらいでそんな整備はできるとは到底僕も思えんですがね。令和5年度からは、もう徴収するんですからね。どうなんかな。ただ、知らせて、現状の中で徴収するというふうに考えているのか、整備するまでは考えてないのか、そこだけ教えてください。

○賀屋委員長 土木課管理係長。

○辰川土木課課長補佐兼管理係長 施設の整備は、考えておりません。既存の施設を利用して船舶の整理をしようと思っております。

以上です。

○賀屋委員長 網谷委員。

○網谷委員 今、整備を考えてないということで、これは将来的にも考えてないということですかね。そこだけお願いします。

○賀屋委員長 土木課管理係長。

○辰川土木課課長補佐兼管理係長 現在のところは考えておりません。ただ、必要となれば検討は必要だとは思っております。

以上です。

○賀屋委員長 網谷委員。

○網谷委員 将来的になるということでした、これはそういう答弁であります。いつになるかわかんような感じになるんですかね、新聞の記事と大分様相が違うんですが、スピード感がないと思ひまして、それから今1メートル300円ですかね。これは大体、現状のプレジャーボートなんかは、どのくらいの計算になるんですかね。栈橋も含めて、渡り船というんですか、それを含めてという、この間の生活環境委員会にはあったと思ひますが、大体船の長さ、その乗る施設とどれくらいの長さを予想されているのか、その辺のことを教えてください。

○賀屋委員長 土木課管理係長。

○辰川土木課課長補佐兼管理係長 一応、船だけを計算したのが、約190万円の収入を見込んでおります。

[発言する者あり]

○賀屋委員長 網谷委員、どうぞ。

○網谷委員 すみません。トータルはそのくらいかもわかりませんが、お金の面はそうかもわかりませんが、一所有者がどれくらいの負担をお願いするようになるかということ、聞いたんでね、そこだけ教えてください。

○賀屋委員長 土木課長。

○廻本土木課長 プレジャーボートの関係ですが、船の大きさにもやはりよります。1メートル当たり300円ということですので、大きい、小さいもありますんで、その負担がどのくらいになるかというのが明確にはお答えできません。

あと先ほど係長のほうが、お伝えした実施に向けてのスケジュールですが、令和2年度に現在、玖波漁港の中にある漁船のほうの船の確認を直営の担当で確認して所有者不明等があれば、その分を問い合わせして確認を取っておる状況です。

それに合わせて令和3年度にその指定区域などを先ほどお答えしたんですが、凶面等の策定等が必要になりますんで、それをやっています。

以上です。

○賀屋委員長 網谷委員。

○網谷委員 なかなか厳しい面も出てくると思いますが、その辺のところは、うまくまとめていただいて、私の希望とするところは、やっぱりすみ分けをぴしゃっとして、棧橋のいいのを作ってあげて、今例を出しますと廿日市市地御前なんかはきれいにしとりますよね。そういうのを私、イメージしておるんですがね。そういうのは全然考えてないということですか。

○賀屋委員長 土木課長。

○廻本土木課長 網谷委員が想像されておるのは、プレジャーボートに関して、広島市西区観音や廿日市市地御前など、多分整備して棧橋等を作ったエリアだと思いますが、現在、漁港区域内にプレジャーボート、先ほども係長のほうからあったんですが、既存の漁船とプレジャーボートを仕分するというのが一つの目的になってますんで、その整備は今考えていません。

以上です。

○賀屋委員長 網谷委員。

○網谷委員 そこまで本格的な整備は考えてないということで、すみ分けだけは考えとるといって今答弁いただいたんですが、それだけでも早くして本当にきれいな港の使い方ができますように、よろしく願いいたします。

終わります。

○賀屋委員長 続いて、原田委員、お願いします。

○原田委員 聞かせていただきたいことがあります。

124ページのマロンの里管理運営事業、こちらのほうなんですが、もしかしたら以前にも同様の質問があったのかもしれないけれども、この備品購入費の自動車というのが、これまでも車はあったものなのか、何か買い換えなのか、これはどのようなときに使用するものなのか。諸備品と書いてあるのは、これは車に関わる諸備品ということなのか、す

みません、簡単で結構ですので教えてください。

○賀屋委員長 産業振興課長補佐。

○野島産業振興課長補佐兼農林水産振興係長 ありがとうございます。

マロンの里管理運営事業の備品購入費、自動車でございます。この自動車は、マロンの里がオープンした平成12年当初に車を、軽トラックなんですけれども、購入いたしました。22年が経過しまして、今までもいろんな故障を直しながら来たんですけども、このたびまた調子が悪く、多額な修繕費がかかるということと、走行距離が13万キロを超えているため、新しい軽トラックに買い換えるものでございます。

また、この軽トラックにつきましては、イベント等のテントや機の移動とか、あと野菜の集荷、その他マロンの里の業務の中で使用するものとなっております。

以上です。

○賀屋委員長 原田委員、いいですか。

○原田委員 諸備品というのは。

○賀屋委員長 他に諸備品というのが説明できるものがありますか。

産業振興課長。

○前田産業振興課長併任農業委員会事務局長 すみません。回答漏れがありました。

諸備品、自動車ということで、自動車そのものの購入費用の予算になっております。

以上です。

○賀屋委員長 原田委員。

○原田委員 それで、1つだけお伺いしたいのが、この軽トラックなんですけれども、これはきちっと何月何日にどこに行って何キロ走ってというのは、管理はされていると思うんですが、されてますでしょうか、お願いいたします。

○賀屋委員長 産業振興課長。

○前田産業振興課長併任農業委員会事務局長 一応、運行管理という形で台帳はつけていると思いますけども、すみません、確認が全てできておりませんので、申し訳ないですが、一応そういった形になっていると思います。

以上です。

○賀屋委員長 原田委員。

○原田委員 ないとは思いますが、きちっとそのあたりは確認していただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

以上です。

○賀屋委員長 続いて、日域委員、3つほどありますけども。

日域委員。

○日域委員 最初の2つは、取り下げます。

すみません。今の原田委員の質問ですけども、軽トラックでしたよね。この名義人と使用者ってこういう場合はどうなるんですか。そこがポイントだと思うんですけど。

○賀屋委員長 産業振興課長。

○前田産業振興課長併任農業委員会事務局長 名義なんですけども、所有者は市、使用者が



指定管理者という形になります。

○賀屋委員長 日域委員。

○日域委員 面白いですね。補助でしたかね。市の車は市で買ったということでもあるんですね。

この前、新聞に出てましたけど、あたたハマチtoレモンですね。今年いろいろありましたから、なかなか大変なんかなとも思いますし、でも市が一生懸命補助してきたことは一段落して、あとは向こうに頑張ってもらおうという段階になると思いますが、阿多田島も養殖が大変なんかなとも思うし、釣り堀のほうは相当繁盛しているみたいで時代が変わってきたんだと思いますが、阿多田島というのは広島県全体から見ても、かなり水産の面では大事なところみたいなので、正直頑張してほしい気はもちろんあるんですけども、あの記事見て、どうなんかなと思ったんですが、状況とといいますか、わかる範囲で結構ですから簡単にお問い合わせいたします。

○賀屋委員長 産業振興課長。

○前田産業振興課長併任農業委員会事務局長 あたたハマチtoレモンの状況について、知る範囲の中でお答えさせていただきます。

令和元年度につきましては、6,000匹の目標を立てておりましたが、市場価格等も低迷し、4,000匹に減産となっております。令和2年度につきましては、そういった状況も続いておりましたので、生産量は3,000匹になったと聞いております。

また、この令和2年度からは、コロナ禍で飲食店などの休業や時短要請、営業自粛などの影響により、やはり市場の単価も上がらず、市場へ出荷するだけでは収益が上がらないというような状況だと聞いております。

市としましては、学校給食等の地産地消の勧めでそういった大竹市内の給食へ提供するというのも取り組んでまいりましたが、県のほうも支援事業を行いまして、タイとかも含めて県内の学校に、学校給食などの出荷の分に県も支援していただいたという形で何とか収益が確保できたと伺っております。

以上です。

○賀屋委員長 日域委員。

○日域委員 ありがとうございます。頑張してほしいとしか言いようがないですけども、よろしく申し上げます。

終わります。

○賀屋委員長 以上で、1回目の質疑の通告分については終了といたします。

他に1回目で質疑ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○賀屋委員長 以上で、1回目の質疑を終結いたします。

2回目の質疑を行います。質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○賀屋委員長 2回目の質疑を終結いたします。

3回目の質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○賀屋委員長 以上で、第6款農林水産業費の質疑を終結いたします。

それでは、説明員の交代のために10分ほど休憩に入ります。

再開は11時20分です。

11時09分 休憩

11時19分 再開

○賀屋委員長 休憩前に引き続き再開いたします。

第8款土木費と第11款災害復旧費につきましては、関連がありますので、一括質疑したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○賀屋委員長 御異議なしと認め、さよう決定いたします。

第8款土木費と第11款災害復旧費の質疑に入ります。

1回目の質疑を行います。

まず、通告が出ておりますので、順に指名いたします。

小中委員。

○小中委員 土木費について3点お伺いしたいと思います。

まず、第1点は、予算書146、147ページの立地適正化計画策定事業の、これは事業そのものというよりも私もその1人であります都市計画審議会委員に私が出席したところによると、何か女性のお姿が見えなかったんですけども、現在、ジェンダーフリーとかクオータ制とか、いわゆる女性の登用がいろいろ言われている中で、この都市計画審議会委員に女性がいらっしやらないという、そのことについて、どのように考えていらっしやるか。あと、都市計画審議会委員の選定基準というのを教えていただければと思います。

○賀屋委員長 都市計画課主幹。

○実本都市計画課主幹兼計画整備係長 すみません。都市計画審議会のメンバーですけども、現在、学識経験者5名、それから議員の方5名、行政機関1名、市民からの代表の方が1名、計12名で委員を構成しております。委嘱なんですけども、精通している部署から推薦、それから充て職により委嘱しております。女性にも参画していただきたいと考えておりますけども、昨今の人材不足というところも要因があるのではないかと考えております。

以上です。

○賀屋委員長 建設部長。

○山本建設部長 すみません。今、選定している出身の母体といいますか、そういったところには女性が今たまたまいないという状況でございまして、急遽変わるということはなかなかないとは思いますが、将来的には女性のメンバーも増えてくるものであろうと考えております。

○賀屋委員長 小中委員。

○小中委員 それはわかるんですけども、もう私の個人的意見ですけど、議員の枠を削ってでも何としても女性を入れたほうがいいのではないかと、これは個人的意見です。

○賀屋委員長 何かありますか。

副市長。

○**太田副市長** 個人的意見として、お伺いいたしました。議員の枠を削るかどうかというのも、また改めて議会の皆様方と相談すべき案件だと思っております。女性の委員については、積極的に登用というか、お願いしていききたいとは考えております。

以上でございます。

○**賀屋委員長** 小中委員。

○**小中委員** 了解しました。

次は、2点目で149ページの晴海臨海公園整備事業なんですけど、これは私が議員になる前に遊具を見まして、これどんぐらいお金かけてるんですかと聞きに行ったら1億円ぐらいとかおっしゃってて、何人ぐらい来ているか、カウントとかはしてるんですかと。いや、してない、という話をそのときは聞いたように記憶してるんですけど、現在、その遊具に年間何人ぐらいが、大ざっぱでも結構ですが、何人ぐらいが来られているかというのを統計を取って、どういう推移をしてるかということ把握していらっしゃるのかどうかを教えてください。

○**賀屋委員長** 都市計画課主幹。

○**実本都市計画課主幹兼計画整備係長** 晴海臨海公園の大型遊具の件でございます。

大型遊具ですけども、平成30年4月に供用開始しております。それ以来たくさんの方々に、来園していただいているところでございます。

年間来場者がどれぐらいいるかということですけども、一応、今の遊具広場に隣接している駐車場がありますけども、そちらのほうカウントしております。そこに大竹市のほうで独自に係数を掛けておおむねの利用者数を算出しているところです。

平成30年度ですけども、6万4,000人、令和元年度が8万7,000人、それから令和2年度ですけども、これは2月末の時点ですけども、7万5,000人、3月も同じような推計でいけば、令和元年度と同じぐらいの8万7,000人ぐらいに達するのではないかと、昨年からは新型コロナウイルスの関係で利用停止したりしてるんで、横ばいというか、少し上がって横ばいという感じで推移しております。

以上です。

○**賀屋委員長** 小中委員。

○**小中委員** わかりました。和木町の蜂ヶ峯総合公園にも何か同じような遊具ありますけれども、蜂ヶ峯総合公園の場合はローズフェスタとかいろいろ事業もあるんで、その管理事務所が多分、年間来場者をチェックしているんだろうと思います。その遊具についても私が聞いたときと違って、もうある程度大まかでも把握されているのであれば、それで結構だと思います。

それから、3点目は、予算書の140ページの道路・橋りょう新設、改良事業というところなんですけど、委託料の中で、中市立戸線（大竹小・中学校）交差点業務委託料が計上されていますけれども、大竹郵便局前交差点の新町三丁目方面入り口が道路幅が4メートルで、車の離合困難ということで、国道2号線から青木踏切を經由して新町三丁目方面への左折ができず、大変不便との声が上がっているようです。

本来、何か5メートルに拡幅して左折可能にする方針だったと聞いておりますが、その当該地権者との交渉は、どうなっているのでしょうか。青木踏切の混雑解消のためにも早期着手が必要不可欠であり、優先順位の非常に高いものと考えております。どのような対応を考えているか、お答えください。

○賀屋委員長 土木課課長補佐。

○安岡土木課課長補佐兼工務係長 土木課工務係長の安岡です。よろしくお願いします。

ただいまの御質問ですが、地権者の方の交渉は、これまで電話等でアポを取ったんですが、なかなか都合がつかず会えなかったり、また今年度については、新型コロナウイルスの状況もありまして、なかなか交渉に伺えていない状況にあり、進展のほうは現状あまりしていません。

今後の対応についてですが、一応地権者の方とは、公共補償基準というのがありますので、それにのっとり粘り強く交渉のほうを続けさせていただいて、小中委員もおっしゃられるとおり、早期着手に向けて頑張っていきたいとは考えております。

以上です。

○賀屋委員長 小中委員。

○小中委員 もう朝なんかは結構車の列が大変ひどくて、なかなか難儀やなと思っているんですが、もう本当にできるだけ早く地権者と協議されて、一日も早い解決をお願いしたいと思います。

○賀屋委員長 これは要望ということで、いいですか。

○小中委員 はい。

○賀屋委員長 ありがとうございます。

続いて、原田委員、お願いします。

原田委員。

○原田委員 それでは、何点か質問させていただきます。

順番に行きましょうか。予算書148、149ページ、晴海臨海公園維持管理事業の中で、維持管理業務委託料というのが今年度は775万円ということで、昨年度より少し増額になっておるんですけども、こういうものというのは、玖波駅の西口のときにも少し人件費のアップで委託料が上がりますというお話があったと思うんですが、これはそういう類のものなのか、毎年決まった委託料なのかと思ってたんですけど、そのあたりの事情をお聞かせください。

○賀屋委員長 都市計画課主幹。

○実本都市計画課主幹兼計画整備係長 維持管理業務委託料でございます。こちらは今年度は大竹シルバー人材センターと契約しております。これは晴海臨海公園内の除草作業とか清掃作業を行うものでございます。

令和2年度の予算との差ですけども、主な要因としましては、管理範囲、こちらが増加というか面積が広がっております。令和元年度ですけども、デイキャンプ場とか展望台、あの辺を整備させていただきましたけども、その面積が広がりました。整備した後の1年間は、草刈り等ですね、あまり手がかからないということで、その範囲は計上しており

ませんでした。令和3年度からその増加分を予算計上しているんで、若干金額のほうが多くなっているという要因でございます。

以上です。

○賀屋委員長 原田委員。

○原田委員 ありがとうございます。年によってはそういうふうな、今はまだこれから例えばほかに何か公園のほうでいろんな設備ができると、恐らく委託料も少し変化があるのかなということですね。はい、わかりました。ありがとうございました。

続きまして、151ページなんですけれども、特定空家等現地調査業務委託料なんですけど、これ毎年これぐらいの委託料が必要なのかと。その内容ですね、内容によってだと思っんですけど、現地ですので、どのような調査業務をされているのか、これはずっと毎年この委託料がかかってくるのかということをお教えいただきたいと思っております。

○賀屋委員長 都市計画課主幹。

○讚井都市計画課主幹兼建築住宅係長 都市計画課の讚井と申します。

委員の御質問の特定空家等現地調査業務委託料でございますけれども、毎年、実際この金額、この数年間計上しておりますが、実際のところ実績が今上がっておりません。今年度もすみませんが、決算ゼロになる予定でございます。

もともと目的としましては、平成29年に、市内の空き家を調査いたしまして、ランク分け等を行いました。その中で建築士会とかにお願いして、建物の調査をするということで、予算を組んだのが発端でございます。

しなしながら、その後、実際のところとてもよくないグレードの空き家から、職員で調査しております、実際に実績が上がってない。また、2年前ぐらいから司法書士会との協定を結んでおりまして、司法書士会に空き家所有者の調査であるとか、もろもろのところを調査するという形でやっていこうという流れもございまして、そのまま予算をずっと計上しております、実際のところ今、今年も先ほど言ったように出してないという状況です。

来年においては、1、2軒、なかなか難しい案件がございましたので、その辺の部分に多分、司法書士会へ委託するなどして所有者調査を行おうというところがありますので、そういう予定をしています。実際のところ、毎年予算を組んでおるんですけれども、あまりにも使用しないようであれば、また、次年度以降も使わないようであれば、見直していきたいと思っております。

以上です。

○賀屋委員長 原田委員。

○原田委員 ということは、職員だとかですね、委託料をかけずにできているのが難しい案件の場合は、その委託料を使ってということになるのかなとは思いますが、委託料を使わずにこのまま今のお話を聞いていると、できないことはないのかなと感じたんですが、実際、そのあたりはいかがでしょうか。

○賀屋委員長 都市計画課主幹。

○**讚井都市計画課主幹兼建築住宅係長** すみません。内部的な問題になるんですけども、今、私らの係の仕事も、なかなか業務多忙な中で、当初は50軒ぐらいの悪い空き家を委託する予定でございました。そういう中で1軒当たり10万円近くかかったりする状況ではあったんですが、やはり職員が、どういう調査をするのかわかってないといけないということで、コツコツやり始めてこの3年ぐらいたったんですが、職員ができるかということに関しての部分でいうと、まず、建物調査においては、今ランク分けしているところをよく質問されてるんですけども、A、B、C、D、Eランクまでございまして、DとかEに関しては、一応一通り終わりました。

ただ、所有者の調査についてが、まだまだ難しいという状況で、結構1年、2年かかっている状況です。ですので、まず、建物の調査においては、今後、例えばCランクとかもっと悪い空き家が、増えてきた場合の対応については、100軒とかをやるとなると、職員でもなかなか難しいので、やはり委託したほうがいいのかというのを毎年悩みながら判断はしているんですが、できないことはないんですが、大量に来ると実際には難しいというのと、今、所有者調査については、我々も権限があるので、いろいろ調査しているところなんですけれども、なかなか時間がかかっていると。どここの市に出したけど、なかなか返ってこない、不明であるとか、やはりいろいろ例えば相続放棄されてるような案件とかについても、なかなか実際には調査が進んでないものがあります。これについては、もう数年間やってきたんですけども、難しいと思うので、来年はそこについて委託したいというのはございます。それは200万円ほど使うというわけではなくて、最低レベルでいうと、10万円から20万円ですね。もし代執行のように進む案件があれば、もっと委託料以外で必要になってくるとは思うんですけども、一応幾らかの予算は残しておきたいというのが現状です。

来年度は200万円組んでおりますので、少しずつ進めていく中で、我々の業務以外の中で委託はどうしてもやっていきたいというのはありながら職員でやっている結果が今なんですけども、実際にはできれば委託料の予算は残しながらやっていきたいと思っています。

以上です。

○**賀屋委員長** 原田委員。

○**原田委員** 職員の方も日々大変な業務に追われていることと思いますので、必要があれば、そのような形でやっていただければなと思います。

それでは続きまして、152ページの市営住宅維持管理事業ということで、お伺いしたいんですけども、これは維持管理ということではないんですが、その前に資料提供していただきまして、ありがとうございます。市営住宅のほうも、かなり高齢化が進んでいるみたいで、それは市内のほかの状況と変わりなくだと思んですけども、これは市営住宅に限らずなので、市営住宅のことで質問することではないのかもわからないんですけども、なかなか地域とのつながりが、やはり希薄になっているということが最近特に指摘されているところだと思んですけども、これは市営住宅以外に住まれている方も、それは同様だと思いますし、市営住宅に住まれている方というのは、なおさらそういう地域とのつながりというのが薄いのかなと感じてしまうところがあるんですけども、これは書かせて

いただいたんですけれども、例えば家庭の、家の中で電球を交換するとか、本当に小さいことだと思うんですが、大型ごみを出すとかですね、そういう結構何というんですかね、いろいろ労力がかかったりとか、やっぱり高齢であると、そういうのがなかなか難しい。もちろんお金をかければ、民間で今、いろんなサービスをやっているところがありますので、もちろんお金をかければできるんでしょうけれども、できる限りそういうものが地域の中で、できるのが一番よろしいんじゃないかなとは思ってはおります。

これは先ほど言ったように、市営住宅だけではないんですけれども、一般質問のほうでもお話しさせてもらいました地域福祉の中で、全国のいろいろ例を見てみると、リタイアされた方が地域の高齢者の例えば植木の剪定であるとか、ごみ出しが大変ということであれば、それをお手伝いされたりとか、それは田舎のほうの人口が1万人程度の自治体の話なので、それを大竹市に当てはめることは難しいのかもわからないんですけれども、そういう地域福祉の視点で、少し市営住宅だけではないんですが、市営住宅に限ってまずここは話をさせてもらおうんですが、そういうこう手を差し伸べるといいますかね、そういうのはどうなんでしょう、市営住宅の場合は難しいんでしょうか、お聞きしたいと思います。

○賀屋委員長 都市計画課主幹。

○讚井都市計画課主幹兼建築住宅係長 高齢者が今多くなっている、昨日の質問にもいろいろ上がってたと思われまうけれども、まず、市営住宅に特化した部分で、現在どういう業務をしているのかということだけは、簡単に御説明します。

もともと今の委託業者が、プロポーザルでも入ってきたんですけど、そのときのプレゼンの中にも入ってたんですけれども、単身高齢者の特に高齢な方においては、月に1回、指定管理者が電話とか安否確認とかを行ったりとかいうのは、やっております。

その程度が実際には今委託の中と、先ほど言われた部分でいくと、自助・共助・公助という中でいうと、特に共助の部分だと思われるんですけれども、この共助についての部分で、市営住宅は市営アパートや、平家もあるんですけれども。そういうところをなるべく活性化していく形で、指定管理者においても、いろいろコミュニケーションを取っていただくということは、少しずつやっている状況なのが現状です。

事例といいますか、そういう方から連絡があつて、現場に行ったときに電球交換みたいなことをしたという事例は実際にはあるんですが、業務としてそこまでやれという委託はしてないのが現状でございます。

以上です。

○賀屋委員長 原田委員。

○原田委員 指定管理者のほうで、そういうことをしてくださるのは、ありがたいことかなとは思いますが、切りがなくなるといいますので、それは大変なことかなとは思っています。これは市営住宅だけの先ほどから言ってるような問題ではないので、ここで今すぐに結論が出るという問題ではないと思いますから、特に大竹市の場合は、随分と高齢者が増えてきましたので、こういう取り組みが、我がまちでも先ほど申し上げたリタイアされた方とか、いろんな技術を持ってらっしゃる方が、高齢者の日々の日常生活の中で困っていることを、ほんの少しなんですけど、助ける仕組みができればいいかなと思っておりますので、市営

住宅だけの話ではないんですが、今後そのような取り組みを市営住宅も含めてしていけたらなと思います。

通告してなかったんですが、予算特別委員会の前に、電話のほうで少しお話をさせていただいたことを、1件だけお伺いしたいと思います。

これは以前にもお話のあったことだと思うんですけども、市営住宅のガスの料金についてなんですが、1つだけ質問させていただきたいと思います。

これは可能性の問題だと思うんですが、市営住宅に入居する際に、収入とかそういうものによって入れる住宅とか、家賃などが決まってくるんだと思うんですけども、例えば5,000円の家賃と4,000円の家賃というのがあったとします。そういう場合に、とっても利便性がよかったり、条件等がよかったり、5,000円のほうがいいなと思っても、例えば4,000円のほうの住宅が1,000円安いので、そちらを選んだというような事例があったとします。そういった場合に、実はそのガスの料金が、市営住宅によってまちまちであるというのは、多分以前こういう場所で議論されたことではないかと思うんですけども、私が調べた結果ですね、やっぱりその差が2,000円以上違っているケースがありまして、例えば先ほどの例で言いますと、5,000円と4,000円の家賃のところがあって、せっかく1,000円安い4,000円のほうの家賃の住宅に入ったけれども、実際ガス代が2,000円高かったら1,000円ほど多く支払うということになってですね、実際5,000円のところに入りたかったんだけど、4,000円にしたんだと。だけどガス代が結局そっちの5,000円のほうよりも2,000円高いということになりますと、実質その方がお支払いする金額が6,000円になってしまうというような可能性はあるのではないかと思うんですね。それは私は結局、ガスって絶対使うものですので、私は公平性に欠けるのかなという思いなんですけど、そのあたりどのようにお考えなのかということの意見をお聞かせ願いたいと思います。

○賀屋委員長 原田委員、予算書に沿った趣旨での質疑をお願いしたいと思うんですが、今の件でコメントがあればお願いします。

都市計画課主幹。

○讚井都市計画課主幹兼建築住宅係長 まず、ガス代についてなんですけれども、いわゆる通信費、ガス費、電気代とかいうようなものがございまして、アパートに住んでいる方、皆お支払いいただいといます。

ガス代については、以前もいろいろこういう場でもお話しさせていただいてるんですけども、あくまで自由化による料金設定ですので、おっしゃるように選んだときにそちらが高い、安いというのはあると思うので、それは一般の方であったとしても、アパートに入る場合に、どこまで調べて入られるかというのが入居者の自由なのかなというのがあります。

また、ガス代も以前の資料でいいますと、大変使われる量だったら値段の差があまり出てこない。ただ、少量のときだったら結構差があったと思います。そういう中で、選ばれる料金については、あくまでも自由化ですので私らが何か言えることではない。あと入られる方が、ガス屋については、しおりにガス会社のことは入れているので、ガス会社を確認して入ってもらうというのが1つかなと思っておりますし、その使われる人も人によった



り家庭の状況によったりしてすごく違うので、一概に大竹市がそこに何かできるというのは難しいのかなと思っております。

以上です。

○賀屋委員長 原田委員の1回目のほう、もう時間がないんで、残りは2回目のほうでお願いします。

続いて、西村委員、お願いします。

○西村委員 それでは、1つほど質問させていただきます。

148ページの委託料の内訳の中で、まず、亀居公園維持管理業務委託料が339万9,000円とあります。せんだって、市民の方から市のほうに亀居城の歴史的な活用で要望というか提案を出させてもろうと。その方が言われるのは、簡単な亀居城の活用方法を書かれておったんですが、この費用がこの中に含まれた今回の予算になるんか、そこだけお尋ねしたいと思います。

○賀屋委員長 都市計画課主幹。

○実本都市計画課主幹兼計画整備係長 亀居公園維持管理業務委託料でございます。今年度は大竹市シルバー人材センターのほうに委託をしているところなんですけども、園内の除草作業や清掃をこれでやっていただいております。市民からの亀居城の提案の対応ですけども、一応この提案、要望書が出たのが2月の中旬ぐらいと認識しております。天守閣のほうにいろいろやっていただきたいということは聞いておりまして、この件につきましては、来年度の予算には計上はしておりません。提案については、これから検討していくことになるかと考えております。

以上です。

○賀屋委員長 西村委員。

○西村委員 別に今回、予算どうこういうんじゃないに、私がお願いしたいのは、予算を組む中に、亀居城は大竹市のシンボルなんです。簡単な予算を組んでやるんでなしにですね、中長期的にあれを見せる。先ほどからいろんな委員の方が発言されてますが、要するに緑化の税金を使って、いろんなことで県と一緒にやっておる、そういう補助金なんかも使って見せるものですね。亀居城の石垣を外部から見せるような費用等につける予算はできないのかなという意味と、それからもう1つは、やはり12月の議会でも発言させてもらいましたが、廿日市市、鳴川地区から大竹の木野の渡し場地区までの8.1キロ、西国街道を含めて、また後ほど質問させてもらいますが、そういう部分についての総合的な予算組みが必要ではないかという思いで亀居公園の話をしてもらいました。

それで、あわせてですね、先ほども同僚の網谷委員も言われましたが、大河原山が50万円の予算を組んでいます。あそこですね、実は歴史でいうと戦場なんです。だから、大河原山公園のそういう看板1つにしても、50万円というのが毎回組まれてきます。これは維持管理費になっておるんだと思うんですが、そういうのも今度含めた予算組みをお願いできたらという、お願いでございます。

以上でございます。

○賀屋委員長 続いて、時間が中途半端なんで、午前中の質疑については第8款土木費と第

11款災害復旧費をここまでといたしまして、1回目の途中でございますけども、午後1時から教育費の質疑を行いますので、第8款土木費と第11款災害復旧費は教育費の終了後に引き続いて行いたいと思います。

それでは、暫時休憩いたします。

午後1時から、教育費から再開いたします。

11時55分 休憩

13時00分 再開

○賀屋委員長 それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

第10款教育費の質疑に入ります。

第1回目の質疑に入ります。通告を受けておりますので、指名させていただきます。

まず、小中委員、お願いします。

小中委員。

○小中委員 私は2点についてお伺いします。

まず、予算書の166ページから167ページにかけてのこども相談室運営事業についてお尋ねします。

これ予算書のほうには、報酬で会計年度任用職員報酬として547万8,000円が計上されておりますが、このこども相談室運営事業というのは、会計年度任用職員のみによって運営されているのでしょうか。

○賀屋委員長 総務学事課長。

○真鍋総務学事課長 おっしゃるとおり会計年度任用職員のみで相談室を運営しておりますが、私のほうが相談室長ということになっており、時々伺って話を聞いたりということをしております。

以上です。

○賀屋委員長 小中委員。

○小中委員 会計年度任用職員の方は、何人が雇用されていらっしゃるのでしょうか。

○賀屋委員長 総務学事課長。

○真鍋総務学事課長 2人でございます。1人は主に保護者とか大人対応で、もう1人は子供と一緒に活動したりということで子供対応という役割を分担しております。

以上です。

○賀屋委員長 小中委員。

○小中委員 市内に、不登校の児童生徒はどのくらいいるのでしょうか。

○賀屋委員長 総務学事課長。

○真鍋総務学事課長 本年度でいいますと、2月末の時点で中学生が21名、小学生が5名でございます。それぞれなかなか集団になじめないとか、家庭の中でなかなかエネルギーを蓄えられない、勉強を頑張ろう、運動を頑張ろうというような気になれないといったところが、主な理由、背景となっております。

以上です。

○賀屋委員長 小中委員。

○小中委員 学習生活の支援については、具体的にどのようなことを行っており、どういう点に一番配慮して行っておられるのでしょうか。

○賀屋委員長 総務学事課長。

○真鍋総務学事課長 今、子供の実態に応じて、必要であるというようなことを考えた取り組みをしています。例えば学習も見ますし、読書、それからゲームといってもデジタルではないゲーム、買い物をしたり、その子に応じて食材の買い物をして調理する活動をしたり、あと卓球台も用意してますので、それで卓球で運動したりというようなこと、もちろん一緒に遊んだりカウンセリングとかというのももちろん入っております。その子に応じた今必要な支援を行っております。

以上です。

○賀屋委員長 小中委員。

○小中委員 わかりました。非常にナーバスな子供たちも多いと思われまので、かゆいところの手が届くような指導をお願いしたいと思います。

次は、170ページと173ページの学習環境サポート・読書活動推進事業についてお伺いします。

通告とは多少違いますが、私も読書活動に特化してお伺いしたいと思います。

なぜかといいますと、私は、最近のいろいろ風潮を見ておりまして、いわゆる同調圧力に屈する人が結構多くて、同調圧力に屈しないためには、読書とか新聞を読んだり、自分の頭で考えるということが一番大事だと思いますね。

読書とか新聞を読むとか、その重要性を痛感しております。私が、一番同調圧力で非常にこれは悲しい出来事だなと思ったのが、昨年、一般質問でも述べましたプロレスラーの木村花さんの自死ですね。これはもう何をか言わんやということだと思います。だから、子供たちには、小さな頃からちゃんと読書に親しんでもらって、自分の頭で考える習慣をつけてほしいと思います。自分の頭で考えることによって、その同調圧力に屈しない、いじめに負けない、そういう子供とか人に成長していただきたいと思います。

お伺いするのですが、読書活動推進員の配置形態というのは、どのようになっているのでしょうか。

○賀屋委員長 総務学事課長。

○真鍋総務学事課長 読書活動推進員の配置形態ですけれども、小学校担当1名で中学校担当1名でございます。ただし、小学校担当1名としましては、玖波小学校と大竹小学校を担当で、中学校担当1名としましては玖波中学校と大竹中学校、小方小中学校は小方学園になっていきますので、そちらのほうに小方学園として中学校担当のほうを入れさせていただいております。

以上です。

○賀屋委員長 小中委員。

○小中委員 ほぼ50年前の話なんですけど、私が大竹中学校に在籍中には、専属の司書の方がおられました。今も中学校あたりに兼務か何かで司書のほうの資格を持つ方がいらっしゃるのであれば、その司書の方と読書活動推進員の役割分担というのは、どのようになるん

でしょうか。

○賀屋委員長 総務学事課長。

○真鍋総務学事課長 各学校には、司書教諭という教諭を配置しております。ただ、これ12学級以上、特別支援学級も含めて12学級以上の学校には配置が義務づけられております。ただ、そうでない学校も、大竹小学校と小方小学校だけが義務づけなんですけども、その他の学校にも1名は配置させていただいております。

司書教諭は、まず、教諭として採用された者、教諭の免許状を取得している者が司書教諭講習を受けて司書教諭の資格を取得します。これ免許状ではありません。資格を取得します。ですから、司書教諭というのは、教諭としての働きを有しているということで、例えば学校図書館資料の選択とか収集とか提供とか、それをつかさどるといって、自分だけがやるんじゃなくて、それから子供の読書活動に対する指導をつかさどるとか、あるいは学校図書館の利用指導計画を立案する。実施の中心となっていくという、それが司書教諭の働きとなっております。

読書活動推進員については、そういった教諭でなくとも可能な仕事、これを補助していく、あるいは連携して実施していくということで、例えば読み聞かせ活動、それから蔵書の整理・点検・登録とか、貸し出しの応対とか、未返却本の整理であるとか、それから図書便り、掲示物の作成、お勧め本の紹介とかポップというのを作って子供たちの関心を高めたり、本の配置を工夫したりということをやっております。ただ、当然単独でやるということではなくて、やはり連携しながら、相談しながら一緒に司書業務をやることもございます。

以上です。

○賀屋委員長 小中委員。

○小中委員 分かりました。司書と読書活動推進員の方の連携によって、さらなる児童生徒の読書活動の活発化を心がけていただきたいと思います。

それと、これは追加で学校教育以外で社会教育としてもいわゆる図書館のあり方ということについて、これは生涯学習課のほうになるかと思われませんが、駄目ですかね。

○賀屋委員長 どうぞ。

○小中委員 いいですか。

○賀屋委員長 はい。

○小中委員 私、常々感じてるんですが、大竹市立図書館が狭いので、何か例えば岩国市中央図書館の場合は、日曜日とか家族連れで小さな子供とお母さんが一緒に来て何冊も絵本とか持ったりして読むスペースがあるんですが、大竹市立図書館は今のところ狭いので、できればもう少し広いものにしていただけないかなと、これはあくまでも要望ですが。

それと結局戻りますが、読書活動推進員と司書の方、これは私が、一番そうだなと思ったのは、図書館戦争という著書のある有川浩さんが、電子書籍がもてはやされているけども、やっぱり活字の本で読んでほしいと。なぜかという、地方の小さな本屋さん、電子書籍の市場が拡大することにより地方の小さな本屋さんがなくなったりするのが自分たちとしては大変悲しい、そういうことを倒れるときは前のめりという本に書いておられま

して、全くそのとおりだと感じております。

ですから、皆さん、いわゆる活字によっての効果というのは、電子書籍と違ってものを考えるというのと、もう1つ行間を読むという作業にも適していると思います。

いずれにせよ、子供たちが読書に親しむような環境をつくっていただければと考えて質問を終わります。

○賀屋委員長 答弁はよろしいですか。

○小中委員 いや、いいです。

○賀屋委員長 続きまして、通告書出ておりますので、原田委員、お願いします。

原田委員。

○原田委員 それでは、私のほうから3点ほど質問させていただきたいと思います。

まず、175ページの真ん中あたりにあるんですが、公民館調査診断業務委託料というのがあるんですが、これはどのような調査診断をされるのか、来年度だけなのか、これまでもこういう調査診断というのがあったのか、すみません、わからないので教えてください。

○賀屋委員長 生涯学習課主幹。

○安藤生涯学習課主幹兼施設スポーツ係長 施設スポーツ係の安藤です。

公民館調査診断業務委託料ということで、回答させていただきます。

どのような調査かということでございますが、予定としております調査は、外壁の劣化による補修を前提とした調査と建物の耐震性を確認する調査としております。調査対象は、このたび玖波公民館及び栄公民館の2施設を対象施設として考えております。

事業の内容としましては、昭和49年4月に開館しました玖波公民館及び昭和56年4月に開館しました栄公民館、両施設とも、建設後40年以上経過しており、施設全体の劣化が進んでおります。こうした中で、平成29年3月に策定しました公共施設等総合管理計画の基本方針に基づく施設の長寿命化を図るため、予防保全的な観点から人命に関わる特に危険度の高い項目で外壁調査及び耐震診断を実施したいと考えております。

これまで、この2施設については、こういった調査はしておりません。この調査に基づきまして、構造の耐震性の検討評価を行い、耐震診断の実施後は耐震補強案及び概算工事費等の提案まで業務として委託しまして次年度の予算要求等の検討材料にしたいと考えております。

以上です。

○賀屋委員長 原田委員。

○原田委員 では、この調査診断をして、それから緊急に直すべきところ、それから必要な修繕箇所があれば、これから順次予算を上げて修繕していくということでよろしいですかね。はい、ありがとうございました。

続いて、今度は182ページと183ページなんですが、同じく公民館での玖波公民館管理事業と栄公民館管理事業の清掃業務委託料、これはたしか同額だったと思うんですが、111万8,000円が計上されておるんですけども、公民館のほうには、職員の方もいらっしゃると思うんですが、その方が日常清掃するもののほかに、それ以上の何か清掃が必要であるからこういうのがあるのかなと思うんですが、公民館の中で働いてらっしゃる職員の方

とは別に、これは何かそれでは足りない部分について、清掃業務として委託して行っているということなんでしょうか。

○賀屋委員長 生涯学習課主幹。

○安藤生涯学習課主幹兼施設スポーツ係長 公民館の会計年度任用職員は、当然業務に使います事務所、こちらの清掃は日常的に行っております。それ以外の箇所、事務所を除くトイレ、廊下などの共用部分ですね、あと各研修室、こういったところの清掃は、現在、大竹市シルバー人材センターに清掃業務を委託しております。

委託内容としましては、水曜日、日曜日、祝日、年末年始を除く各開館日に4時間程度の清掃を実施していただいております。大竹市シルバー人材センターの会員が大体2名から3名交代で施設の内外を清掃していただき、施設は常に清潔に保っていただいております。

以上でございます。

○賀屋委員長 原田委員。

○原田委員 ありがとうございます。

少し以前の話になりますが、現在と状況は違うのかもわかりませんが、以前20年ぐらい前に、大竹市文化振興事業団というところが公民館を管理してたと思うんですが、そのときに職員とは別に清掃の方を雇っていらっしやって、地域の方だったと思うんですけども、清掃の方を雇って今のような、トイレとか廊下とか共用部分であるとかですね、研修室であるとか、それから体育館を清掃していただいていたと記憶しているんですが、正直、中におりまして十分に職員の方、あのときは昼間2名は必ずいたと思うんですが、その2名でも十分に公民館ってそんなにまあ、栄公民館に関してはそんなに大きな施設でもないですし、十分に職員で清掃はできると私はそのときには思っておりました。

なので、この清掃員という方が本当に必要なのかなというのは、私も疑問に当時思ってたので、ただ、その当時の状況と今が一緒かどうか、よくわからないので何とも言えないんですけども、なぜその公民館の職員が清掃もできたんじゃないかということなんですけども、当時いた職員の方に私が今日はどういう仕事しましょうかと聞いたことがあるんですけども、そのときに啞然としたことを言われまして、今日は私ほどの本を読むかということ朝から考えて、それをどうやって時間内に読み切るかということを考えてますみたいなことを言われたことがありまして、驚いたんですけども、それだけ今と昔とは違うかも分かりませんが、職員であった私もそうですけれども、そんなに仕事があるわけではなかったもので、清掃は十分できるんじゃないかなと思った記憶があります。

ただ、かと言って私がこの清掃の委託料をなくせということではなくて、可能であればなんですけども、この玖波公民館と栄公民館と、そんなに4時間びっちりということでもないかも知れないし、その辺わからないんですが、この清掃の委託料というのを一緒にして、もう少し委託料を安くして2つを掛け持ちでもってもらおうとか、公民館の中の職員の方にも頑張っていただいて、少しこの委託料を減らす方向にというのは難しいんでしょうか。お願いいたします。

○賀屋委員長 生涯学習課主幹。

○安藤生涯学習課主幹兼施設スポーツ係長 玖波公民館の会計年度任用職員は3名のうち2名で支所業務と公民館の受付業務、あと公民館事業ですね、こういったものを実施していただいております。

栄公民館においては、会計年度任用職員は1名、残りは派遣業務職員1名で公用証明書の発行業務、公民館の受付業務及び公民館事業を実施しております。公民館の清掃範囲は事務所以外でいけば、玖波公民館は廊下などの共有部分が約530平方メートル、各研修室で580平方メートル、計約1,000平方メートル、ここら辺が清掃する部分ということになります。

栄公民館の清掃範囲は事務所を除くトイレや廊下など共用部分が約320平方メートル、各研修室は580平方メートルで合計900平方メートルということになります。この広さを利用者が不快に感じないように一定以上のきれいさを保つこと及び通常業務を行いながら清掃することは、私どもの考えからは難しいのではないかと考えております。そこで清掃業務のほうは、引き続き業務委託にしたいと考えております。

また、2つの施設をまとめて清掃委託というのは考え方によってはあるのかもわかりませんが、そうした場合、なかなかその人を配置するというのは難しい状況と大竹市シルバー人材センターのほうからも聞いております。今、本当に清掃業務を行っている方、高齢なんですけども、きめ細やかに清掃していただいております、そのおかげで老朽化している施設も利用者の方が心地よく使っていただける環境を整えていただいていることも考えますと、できましたらこのまま清掃業務は大竹市シルバー人材センターに委託し、丁寧な清掃を引き続き心がけていただきたいと考えております。

以上でございます。

○賀屋委員長 原田委員。

○原田委員 20年前とは随分と環境も変わっているのかなと感じました。4時間なので、全てその4時間で公民館の清掃業務を全部賄えるわけではないと思いますし、恐らく職員の方も努力されていることで、このきれいな状況が保ててくるとは思いますが、それは大変よくわかるんですが、もう少し何か改善策はないかなという提案でした。難しいということなので、また、私もいろいろと勉強させていただいて、質問させていただきたいと思います。

最後なんですけれども、今度は190ページ、調理・配送等業務委託料ということで、私の勉強不足なのかも知れませんが、令和2年度の予算と令和元年度の決算、これはほぼ4,400万円ぐらいで一緒なんですけど、令和3年度の予算が5,808万円になっているんですけども、これはなぜこのようになったのか、教えていただけますでしょうか。

○賀屋委員長 給食センター長。

○重安給食センター長 給食センター長の重安です。

委託料の予算が増えているということで、給食センターは開設と同時に調理・配送等業務を民間事業者へ委託いたしまして、令和2年度で5年間の契約が終了いたします。そのことから、今年度公募型プロポーザル方式により令和3年度から令和7年度までの5年間の業務を委託する事業者を選定いたしまして、契約を締結したところでございます。

予算が増えている理由ですが、来年度から5年間を見通しての契約となるということと、また、新型コロナウイルスやノロウイルス感染等によりまして、調理従事者が就業停止になる可能性もございます。そのためには、安心・安全な給食をより安定的に児童生徒に提供するために調理従事者を増員するという人件費の増加が主な理由でございます。

また、委託料につきましては、人件費以外にも給食を学校へ配送するための運搬費、調理作業で使用する白衣やマスク、洗剤、消毒液などの消耗品等も含まれております。どのような状況にあっても不足が生じないよう十分な確保が必要となることから、全体的に予算が増加しているものでございます。

以上です。

○賀屋委員長 原田委員。

○原田委員 ありがとうございます。よくわかりました。

給食でのいろんな事故もよく耳にしますので、幾らでも使ってもいいというわけじゃないとは思いますが、少なくともお金でしっかりと安心・安全が買えるのであれば、ぜひ子供たちにそういう新聞報道等でいろいろありますけれども、そういうことが起こらないようにしっかりと、安心・安全の確保に努めていただきたいと思います。

私の質問は以上です。

○賀屋委員長 続きまして、中川委員。

○中川委員 私のほうからは1点だけ。166ページの奨学金貸付事業についてでお伺いします。

今年度、1,046万2,000円、前年度と比較して160万円余り増額されているわけなんですけれども、これは多分新型コロナウイルスの影響を見越してではないかとは思いますが、その理由を聞かせてください。

○賀屋委員長 総務学事課長補佐。

○中川総務学事課課長補佐兼教育指導係長 教育指導係長の中川です。

奨学金のことについてお答えいたします。

この予算が増額になった理由なんですけれども、これは貸付金が増えたためです。審査の要件を変えたわけではございません。この貸付金の予算というものは、令和3年度の新規に奨学生になる方への新規貸付分と現在貸し付けをしている方への継続貸付分の合計でございます。

新規貸付分につきましては、令和2年度も令和3年度も同額を予算計上しました。そして、この継続貸付分につきましては、現在、貸し付けを受けている方、大学生なんですけれども、令和2年度から令和3年度にかけて、その人数が増え、11人から14人に増えました。そして、その大学の内訳も貸付金が高い私立大学に通う方が増えています。令和2年度が国立大学が5人で私立大学が6人だった、この私立大学というのは専門学校も含むんですけれども、6人だったところが令和3年度は国立大学が4人、私立大学が10人となっております。

以上の点から増額になっております。

○賀屋委員長 中川委員。



○中川委員 ありがとうございます。今、まさにちょうど、貸し付け申込みの受付最中ですよ。わかりました。

貸し付けのほうは、何とかよろしく願いいたします。あと返還免除は、今度決算のとき聞きますので、そのときになったらよろしく願いします。ありがとうございました。

○賀屋委員長 続きまして、西村委員、お願いします。

西村委員。

○西村委員 176ページ、文化財保護費について御質問させていただきます。

総額で450万5,000円と示されております。この中に文化財保護事業があるんですが、文化財審議会委員報酬から始まっているいろいろな費用とか謝礼等ですか、必要経費があるんですが、文化財審議会がどういう形で年間開かれて、どういうものを審議されとるかをお尋ねしたいのが1点と、それからもう1つは、目に見える委託料の中でも特に手すき和紙作業所運営管理委託料、それから文化財等普及啓発事業委託料とありますが、金額が私から見たら非常に少ない、これで大丈夫なんかというような気がするわけですが、この内容等について予算はもっと増やされないかを質問いたします。

最後、3つ目でございますが、この文化財保護費の中には、本来ならばこの市町でも学芸員を設置したいところです。特に戦後も76年、大竹市も始まって66年も経過しようとしています。昨年の12月の議会でも質問させていただきました。大竹市の歴史・文化が消えていく中で、誰がこれからの大竹市の文化・歴史を継続するようにつくり上げるか、これがやはりこの文化財保護費用といえますか、委託費用に基づいて、そういうのをやっていかなければいけないんじゃないかという思いがします。こういう点にこれからの考え方があるか、お尋ねいたします。

以上でございます。

○賀屋委員長 生涯学習課長。

○三井生涯学習課長 御質問にお答えします。

1点目の文化財審議会でございますが、毎年、大体3月に1回開催しております。今年度は、まだ開催しておりません。内容につきましては、文化財の指定であるとか、解除であるとか、またいろいろと先般も開催しました岩国大竹道路の関連遺跡の調査、亀居城の発掘調査、そういったものの報告であるとか、というところを御意見いただいております。

2点目の文化財等普及啓発事業委託料でございます。今年度は29万円の予算を取っております。来年度50万円という形で増額させていただいております。来年度も大竹市歴史研究会に委託して実施する予定でございます。内容につきましては、令和3年度については、当初予算の概要の16ページに記載させていただいております。亀居城跡内の「なしの丸」に設置いたしました岩国大竹道路建設に伴って出土した遺跡の一部（腰掛石）の説明看板の設置、そして、長州戦争と大竹市の案内リーフレットの作成を予定しております。

それと最後の御質問についてでございますが、教育委員会としましても、できることなら、予算を増額して文化財の啓発活動等しっかり行っていきたい。そうすれば、もっと文化財が市民にとって身近に感じられまして、また、文化財を知ってもらえる機会も増える

と思っておりますが、市全体として収入に見合った歳出を心がけた予算編成作業を行っている中で、なかなか特別な財源がない中では、文化財普及啓発活動に偏って予算配分することというのでもできないのも現状でございます。

したがいまして、現状の予算の範囲内で、市内に20以上ですね、教育委員会が設置した看板もあるんですが、これも木で朽ちたりしている看板もございます。そういったところを更新していく、また新規の看板も少しずつ増やしていく、そして、リーフレットの作成等を予算の範囲内で地道に、そして、確実にやっていくというところで御理解いただければと思います。

以上でございます。

○賀屋委員長 西村委員。

○西村委員 御答弁ありがとうございました。

今も言われたように、やっぱり市内の看板がだんだん老朽化していく、変えていかなければいけない、こういう意味での予算化は必要だと思います。

それと、今まさにこの2月から始まりました、NHKの大河ドラマに明治の偉大な経営者であります渋沢栄一先生の長編物が放送されている。この中にやはり大竹市は今から154年前ですか、四境の役で明治に変わったという日本の歴史・伝統・文化を通じて、歴史上まさにこの四境の役の激戦地の一つであります。こうしたものを考えたりですね、これから皆さん見ていきたい、行ってみたいということがあると思います。看板等一つにつきましても、スポンサーを募るなり、何かの方法で予算がなければあるような方法を考えてですね、示していかないと大竹市にあるこの貴重な文化財が埋もれてしまうと。特に予算については、1年に1回ですので、削られても課長、来年は4倍も5倍もあるような予算組みをされて、削られても仕方がない、それぐらいの腹づもりが私は必要じゃないかと思えます。

最後になりましたが、学芸員は必ずこれから必要になると思います。と申しますのは、大竹市の歴史を語る人がだんだんいなくなるんですよ。明治・大正・昭和と始まって、今日、平成・令和まで、もうだんだん前を語る人もいなくなる、これはやはり学芸員を、要するに、そういう民間を使って調べて調査して作り上げる、これがまちの歴史なんですよ。ぜひともこういうことを考えられて予算組みをされることをお願いいたします。

もしこれについて何かありましたらお願いいたします。

○賀屋委員長 生涯学習課長。

○三井生涯学習課長 御意見ありがとうございます。再来年度の予算編成に、しっかりと参考にさせていただいて、検討させていただいたと思います。ありがとうございました。

○賀屋委員長 いいですか。

○西村委員 はい。

○賀屋委員長 亀居公園のほうはいいですか。

西村委員。

○西村委員 もう1つは、午前中の土木費での質問と関連がありますので、お話をさせていただきました。亀居公園の件なんです、これも午前中に申しましたように、大竹市の歴

史としたら、亀居公園だけでなしに市内に点在しとる、今、市が20カ所余りをいろいろ皆さんに見てもらうための表示板作ってあります。まだまだたくさんあるんですよ。そして、そういうことを連動して亀居公園の申し上げました約339万円の予算の中でなしにですね、やっぱりそれらも見直して、連動して増やしていくというような方法をお願いしておきます。

以上であります。

○賀屋委員長 これは要望でよろしいですか。

○西村委員 結構です。

○賀屋委員長 続きまして、網谷委員、お願いします。

網谷委員。

○網谷委員 先ほど原田委員のほうから公民館関係の質問がありましたが、私も同じようになるとは思いますが、違う視点から質問させていただきます。

概要の16ページですね、社会教育施設等維持管理事業（公民館長寿命化事業）です。それでは、確認したいんですが、この冊子を去年、一昨年、生涯学習課のほうからいただいたんですが、これは個別施設計画になつとるんですね、玖波公民館長寿命化計画となつとるんですがね。それで今回のこの外壁調査及び耐震診断でございますがね、これはさかえ公民館も一緒になつとるんですよ。それで、予算的には若干数字は違うんですが、これ一昨年いただいたんですが、これは確定ではないと言われたんですが、今年度1,600万円一応計算されとるんですよ。これは玖波公民館と栄公民館ということになりますと、同じ調査をするんですから、単純計算で半分ということになるんですが、そういう解釈でよろしいですか。その1点お願いします。

○賀屋委員長 生涯学習課主幹。

○安藤生涯学習課主幹兼施設スポーツ係長 御指摘の個別施設計画でございます。

こちらのほうは、あくまでも平成31年4月の時点での算定ということになります。令和3年度に確かにこちら1,600万円ほど計画で予算計上しておりますが、これがあくまでも平成31年4月の時点での概算金額ということになりますので、来年度予定しております調査に関しては、正式に業者に見積りした金額を予算計上させていただいております。そこから辺で多少差異が生じていることはおわび申し上げます。申し訳ございませんでした。

○賀屋委員長 網谷委員。

○網谷委員 要するに、これは令和6年度にかなり大きい数字出とるんですが、私、勘違いして全部玖波公民館の数字かなと思ったんですよ。そうじゃないということですか。今の説明からですと。

○賀屋委員長 生涯学習課主幹。

○安藤生涯学習課主幹兼施設スポーツ係長 重ねて平成31年4月の時点での計画でございます。この時点では、令和6年をめどに、長寿命化対策の事業を行いたいと考えておりますけれども、ここは大変申し訳ございません、あくまでも我々の思いというか、計画でございます。現実に話をしまして、来年度ですね、耐震診断、外壁調査をしまして、先ほど申し上げましたとおり、できる範囲で改修事業を行いたいと思います。

これは現実的な話でございます。危険な箇所があれば速やかに改修したいというのが私たちの希望でございます。ただ、こちらの計画は、あくまでも我々の希望というか、長期的な計画に基づいて、これくらいの予算設定をしないといけないということで策定したものでございますので、そこら辺の差異が生じることは御容赦いただきたいと思っております。よろしくお願いたします。

○賀屋委員長 生涯学習課長。

○三井生涯学習課長 補足させていただきますと、今、網谷委員がお持ちのやつは、玖波公民館の長寿命化計画でございます。先ほど来から言っております栄公民館については、この個別施設計画というのは、まだ策定中でございます。今年度に策定する予定でございますので、この1,600万円というのが玖波公民館も栄公民館も入っているという数字じゃなくて、これはあくまでこの平成31年度の玖波公民館の長寿命化としてここへ1,600万円を上げさせていただいたというところでございます。

以上です。

○賀屋委員長 網谷委員。

○網谷委員 何かようわかったようで、わからんのですがね。

これは、数字出てはないという、確約ではないというのは、私もよく承知しておりますよ。だから、数字の違いがあるのはよくわかります。ただ、今回の16ページの公民館長寿命化事業で、1,499万4,000円ですかね、それとこちらの計画が1,600万円になっとるんですよね。個別施設計画になっとるんですかね。ということは、個別ですから1つですよ。玖波公民館になっとる。今、課長が言われたんでは、あくまでも計画と言われるんですが、もちろんこちらも計画ですからね、私は要は今回の予算が、この予算の中では、栄公民館も入るとるということで、これと意味が違うんかということを知りたいんです。要は、令和3年度が1,600万円になっとるんですよ。あくまでも確定ではなしに、見積りと言っているのか、不確定みたいなもので、大体の線というのは理解しておるんですがね。これは栄公民館も入るとると言われるならそれでもいいんですよ。それならそれなりの質問の仕方がありますので。

○賀屋委員長 それでは、わかりやすく、説明してあげてください。

はい、どうぞ。

○山田社会教育係長 社会教育係長の山田です。

実は、その計画、私がつくったんですが、先ほど施設スポーツ係長が言いましたとおり、平成31年4月、この時点で想定される改修の必要なもの、これをここに計上しております。その中で、そのときの想定であれば、防水がまず終わりました。その次には、外壁とかです。外壁が非常に傷んでいると。これが優先順位が高いのじゃないかということで、その想定金額として、すみません、これは詳細の見積りしたわけじゃないんですが、想定金額として玖波公民館1,600万円というのを上げました。

令和6年度については、耐用年数、最後を見越して機器等その他も老朽化がありますので、その部分で金額をある程度入れさせていただいて、要は標準的な建物の維持管理として、大体このぐらい必要であるというのを基にして案分してつくったというのが事実で

あります。

実際、今回予算計上させていただいてるのは、あくまでもこの外壁の実際のこの改修というよりも、まずは調査してみないとわからないということがありましたので、今回、調査、それとともに耐震診断の経費、そういったものということでこれが栄公民館と合わせて約1,500万円という形の予算を上げたという経緯でございます。すみません、よろしくお願いたします。

○賀屋委員長 網谷委員。

○網谷委員 最後の栄公民館と合わせてというのが、私は、引っかかるんですね。ということは、令和6年には、ちょうど玖波公民館の場合は完成して50年になるんですね。

私が物すごい喜んだのは、全部玖波公民館と思っと思ったんですよ。では、今回の文書見ますと、及び栄公民館となつとるんですね。それはまあそれでもいいんですがね。確定してないのはわかつとるんですから、まあいいようにやってください。

それとね、要するに、今回この調査が令和6年度につながるということなんでしょうね。多分ざっくりの計算でも半分にしても7,000万円ぐらいのお金を使うわけですよ、両方の2件として。どちらにしても、かなりの大きな額でございますので、これから令和6年の時点で50年ですから、7,000万円も1億円も近いお金を使うんですから、それから10年、15年ともたすような感じになりませんか、大きなお金ですからね。ということは、今から60年はもたせるということになると思います。ということは、その頃の時代がどうなつとるかわかりませんが、今コミュニティサロンと2つありますから、そのところには、また再編とか投資とかいう問題も出てくると思いますが、そのところは、玖波公民館にしる、栄公民館にしる、1つはなければいけませんからね、どちらにしましても。その辺のところをよう考えて、これからも計画立てていただきたいと思います。

終わります。

○賀屋委員長 生涯学習課長。

○三井生涯学習課長 すみません、お時間取って。誤解があったら申し訳ございませんので、お話をさせていただいたらと思います。

令和6年度に個別施設計画に1億4,300万円を平成31年4月の時点で上げさせていただいてるのは、本当にコンクリートをされたものではございません。先ほど社会教育係長が申しましたように、あの時点で大規模改修がそのあたりで必要なんじゃないかなということで、上げさせていただいておりますので、そこで予算をつけるとか計上されるとかいうことでもないんです。

今回、栄公民館と玖波公民館の外壁調査と耐震診断をいたします。その結果次第で、将来展望というのも分業しないといけないという形になります。教育委員会としては、できれば10年は使用したい。ただ、公共施設等総合管理計画において、当面存続というふうに位置づけられた施設でもございます。そういう観点からいったら、今回、調査結果を見て、もしかしたら少ない改修費で10年もたすことができるかもしれない。また、逆に1億4,000万円以上の費用をかけないと、10年もたないかもしれない。そこを踏まえて、将来的なあり方、展望というのを再度、論議したいと思っておりますので、令和6年度に1億

4,300万円をとということではないというのは、再度申し訳ないんですが、言わせていただきました。

○賀屋委員長 網谷委員。

○網谷委員 そこは私も先ほどから言ってますとおり、重々承知しておりますので、とにかくよろしくお願いします。

終わります。

○賀屋委員長 続きまして、日域委員、お願いします。

日域委員。

○日域委員 小さいことから聞いてみるんですけど、フッ素洗口って今やっているんですかね。大体フッ素と言いだしたのが20年、25年ぐらい前かと思えますけども、子供たちの虫歯の推移って減ってますよね。その辺がわかれば一緒に教えてほしいんです。

○賀屋委員長 総務学事課長。

○真鍋総務学事課長 フッ素洗口ですけれども、平成2年より開始しております。現在、週に1回、曜日を決めて保護者から希望を確認した児童について、一部の希望しない方を除いて多くの児童に行っていく、これ小学校です。

本年度は、新型コロナウイルス感染症もありましたけれども、感染防止に十分な配慮を行いまして、小学校3校で今年度も行っております。

目的は1つが乳歯から永久歯に生え変わる大切な時期に虫歯の発生の抑制を図ることと、あともう1つは自分の健康に関心を持たせると。進んで健康づくりができるようにする、広げていくということです。

現在、虫歯ですけれども、家庭環境とか各家庭の食事の状況とか歯質とか歯磨きの仕方等もあり、また、保育所でのフッ素洗口など、いろんな背景はあるんですけれども、広島県内の他市町と比較しまして、大竹市の児童生徒の永久歯の齲歯、虫歯の数は年々少なくなっているという傾向があります。令和元年度でいいますと、小学校は県内で3番目に少なく0.14本、中学校は県内で一番少なく0.38本となっております。大まかな傾向でいいますと、1人当たりの平均齲歯数というのが減少傾向にあると捉えております。

以上です。

○賀屋委員長 日域委員。

○日域委員 私ですね、今の答弁気に食わないんですけども、他市町との比較じゃなくて、要するに昔は日本の虫歯って学校で調べるじゃないですか。調べたらね、歯医者行って削ってこいって言ってたわけですね。そういうのがあるときに、これ間違えだと気がついて、削るんじゃないかって何と言うのかな、千九百九十何年ぐらいですよ。フッ素はまた別の話でしょうけども、世界中でそういうものを考えついて、だから平成2年と言われましたよね。だから、あの頃からぼちぼち始めて、あの頃はだからもっと虫歯が多かったんだと思うんですよね。だから、大竹市の記録として、当然減ってますよね。だから、別にほかの町もフッ素洗口してたりしてなかったりするんかもしれませんが、大竹市の中で、この10年、20年と、比較がもし何かあればね、効果があったということですから、当時ね、正直言って私の家にですよ、フッ素洗口反対だって、反対の先生来てましたからね、ビデオを持っ

て、これ見てくれって。フッ素洗口よくないんだって。それは反対する人もいるわけですよ。でもね、それこそあれじゃないですか。松ヶ原はフッ素が出るから井戸水飲めないわけですから、どうなつとるんと思ったこともありますけども、でも効果はあるみたいですからね、わかればそこを教えてほしいなと思います。

○賀屋委員長 総務学事課長。

○真鍋総務学事課長 フッ素洗口委員会、これを年に1回開いています。歯科医師等も歯科医師会も参加して、あるいは薬剤師代表も参加していただいて、学校の養護教諭、校長、参加して行っております。そこでPTA連合会長も参加しています。

今回、確認されたのが、PTA連合会長が初めての参加ということで、いろいろ御質問あったんですけども、歯科医師からはフッ素洗口を行うことで虫歯の予防効果があるということは証明されておるといことで、もうずっとやってきているんだという説明で行っております。

先ほど他市町との比較ということですけども、1つの資料、参考として申し上げさせていただきました。大竹市でいうと、先ほど申し上げましたように、減少傾向にあると捉えております。

例えば小学校の場合、今手元にある資料でいいますと、平成22年度の虫歯の平均の数ですね、小学校であると0.24本、平成24年度は0.26本というふうには多少誤差はあるんですけども、変化があつて平成27年度が0.14本、あとは0.1本台で推移、令和元年度は0.14本です。中学校の最初といえば平成22年度は1.04本から平成24年度になると0.69本で推移して令和元年度は0.38本と、減少しております。

以上です。

○賀屋委員長 日域委員。

○日域委員 ありがとうございます。

虫歯が減っているというのは、もう皆さん御存じのとおりなんですけど、こんな質問して申し訳ないですけども、姿勢検診委託料ですけど、これ何だろうかと思って、聞いてみただけなんですけど、何でしょうか。

○賀屋委員長 総務学事課長。

○真鍋総務学事課長 姿勢検診なんで、脊柱の異常を早期に発見するために小学校5年生、中学校1年生の児童生徒で希望者に対して毎年7月頃に写真撮影による測定を行いまして、8月頃に判定会議、要受診及び要注意と判定された方に精密検査の受診を勧めるものです。

大竹市は平成22年度から学校における児童生徒の定期健診、定められた検査ではないんですけども、必要であるということで実施しておりました。ただ、平成28年度から、学校における児童生徒の定期健康診断で運動器検診が導入されまして、例えば前屈した姿勢での左右差などについても医師の診断を受けることになりましたので、ここにおいても精密検査の受診を勧めることができるようになりました。

よって、姿勢検診のほうが、精密検査の対象者を絞り込めるというメリットはあるんですけども、平成28年度以降から、ある意味検査が重複するという状態になってまいりました。受診希望者が平成28年度を境に激変しまして、大竹市の医師会等とも協議を重ねま

した。そうすると、また、受託先から受診者が減って検診の継続とか、適切な制度の管理が難しいため事業を終了するという連絡を受けましたので、平成31年度をもって、この機会にどうか、事業を終了しております。

以上です。

○賀屋委員長 日域委員。

○日域委員 そんなことになるとは思わずに聞いてみただけなんですけども。例の受診希望者というの何か、えっと思いますが、それで異常といいますか、見つかった場合に対応策ってあるんですか。もしあれば、こうするんですというのがわかれば、教えてほしいなと思います。

○賀屋委員長 総務学事課長。

○真鍋総務学事課長 見つければ、医師の診断を受けるように勧めて、医師のほうで診ていただいて、治療というかですね、そのあたりを教えていただくというか、施していただくということになります。

以上です。

○賀屋委員長 日域委員。

○日域委員 ありがとうございます。

1つ皆さんの質疑を聞いていて、1個思い出したことがあるんですが、大竹市史というのは、どこが担当しているんですかね、教育委員会。違うならいいです、引込めます。

それでは、通告した中で、大竹市に津波は来ないと思いますけども、学校の管理ということで、大川小学校という学校がありましたよね、私は行ったことがないですけども、壊滅的な被害を被ってしまった学校ですけども。あの近くに釜石の奇跡という上手に逃げた学校ありますよね。あの指導した片田という当時群馬大学でしたかね、先生、大竹市に来られた、あの頃ですよ。アゼリアホールで私がお話聞いた気がしますが。あの大川小学校、裁判になりまして、最高裁の判決、私はあの判決気に食わないんですけども、あの判決と片田さんが言っていることは一面的には似ているけど、中身が全然違うと思うんですけども、共通点は、ハザードマップを信用するなという意味合いでは、勘違いしますが、似ているところがあります。

ハザードマップをもっと精度を上げろというような判決だったんか、私も判決の原文見たわけじゃありませんけども、ハザードマップはハザードマップで当然そのときの前提条件があって考えるわけですから、それはきちんと考えて知見を注ぎ込んで作るんですが、それはそれで仕方がない。ただ、何か起こったときにですね、学校の判断ですよ。あのとき校長先生いなかったんかもしれませんが、例えばよく言われるのが学校って文鎮ですよ。トップがいてあとべたつと。側から見たらですよ。最近はいろんな肩書の先生もおられて、昔のようなもんじゃないみたいですけども、例えば市役所であれば、三角形、ヒエラルキーちゃんとできてますけども、学校の場合、校長先生がいなかったとか、管理職がもしいなかったりすると、誰が決めるんだって。やっぱりいざというときに、どうするかというのは、大事なことだと思うんですけども。あのときもハザードマップ云々以前に、地震が起きて、もう時間がたってるわけですね。そして、津波の危険があるからこそ、



その広報車も走ってたわけですから、それをハザードマップの上に戻して、判決下すって、それはないよと私は、思いますけども、少なくとも子供までが逃げようというのですね、そこへ1時間もじっとしてたというのは、どう考えてもおかしいんですけども、もちろん津波に限ったことじゃありませんよ。池田小学校は宅間さんという人が包丁持って来ましたからね。どういう異常事態が起こるかわからないんですけども、そのときに学校の危機管理という面からですよ、誰がどう決断して実行するんかというのは、どうなってるんかなと思ひまして、あそこで亡くなった先生方も含めて、さぞかし残念だったと思いますけどね。それは自分たちがやったことがいい結果になってないわけですから。自らも命を落としたわけですけども、それにしても悲惨というにもあまりにもという感じですけどもね。ああいうときの権限ってどうなってるんかなと思ひまして、聞いてみたかったんです。

○賀屋委員長 総務学事課長。

○真鍋総務学事課長 学校で危機管理マニュアルというのをまず、作成されております。これは、先ほどおっしゃいました大阪教育大学附属池田小学校の事件が背景となって、当時は不審者対応・対象だったんです、だんだん広がって自然災害への対応を含む、幅広い事態が対象となっております。

毎回見直し等も図っておるんですけども、基本的にそのマニュアルに沿った対応を行いますけれども、例えば学校によって大雨の場合、下校が難しくなるとか、それを判断して学校として意思決定しなければいけないという場合があります。例えば学校待機させるとか保護者に迎えを要請するとか、例えばそういった事態に下校は危険であると判断した場合、意思決定しなければいけないということで、まず、判断する際にやっぱり事実を、事実というか情報収集をしないといけないというところで、校長、教頭あるいは主任主事、特に教務主任を中心にまず子供たちが、例えば下校時に大雨の被害を受ける危険性があるかどうかというところで、通学路の危険箇所、これを現認したり、大雨警報、洪水警報、土砂災害警戒情報、警戒レベル、ハザードマップ、土砂災害危険度情報、それから雨雲の動きとか、その他もろもろ、学校によっては阿多田島汽船の運航状況とかですね、そのあたりも把握しながらそういった情報、事実を基に校長、教頭、そして、主任主事等で意見聴取したり協議しながら最終的には校長によって考えて判断して意思決定するということになります。

そうしたときに通常どおりの下校がいいのか、保護者に一人一人引き渡しをするのか、集団下校で職員が付き添うのか、状況が好転するまで学校待機か、最悪翌朝まで学校待機になるのかとか、いろんな選択肢はあろうかと思ひますけど、臨機応変にそのあたりはやっております。そのあたり、意思決定したら職員室に職員を全員集めて伝えたり、あるいは主任主事を集めて各学級担任に伝えるようにしたり、口頭だけでなくて文書をもって共通理解の下で組織的に動くということになります。

また、担任が中心となって児童生徒への直接の対応をしますけれども、主に教頭から保護者へのメール配信等で連絡するなど役割分担や、協力して対応を進めていっております。

以上です。

○賀屋委員長 日域委員。

○日域委員 今話を聞いて、最終的によくわからなくなるんですけども、校長が決めるでいいと思うんですけども、校長がいなかったら教頭、副校長というんですけども、その方がいなかったら誰かでいいんですけども、私は、防災絡みとか文書見ていつも正直がっかりするのは、何かあったらですよ、例えば広島県でいえば、知事と市長が協議して決めるとかですよ、何かあるたびに協議がいっぱい出てくるんですよ。協議する時間なんかないじゃんって思うわけですよ。

公共団体まで大きくなると、またそれは別かもしれませんが、大川小学校のケースでいえばですよ、1人が山に逃げようと言ったらよかったですよね。誰かが言ってくれるのを待ってたんですよ、多分。教育新聞なんかによると、学校の職員間でいじめがあったとかいうのもありましたけど、それはわかりませんよ。わかりませんが、自由に提案ができないような空気があったんかもしれないですけど、それはそうだったとすれば不幸なことで仕方がないですけども。やっぱりあれですよ。誰かが責任を持って、それでもう一個はそれを勇気を持って権限を行使するという度量がないと、権限があっても発揮できませんからね。

特に学校というのは、民間の会社とか、行政の組織と違うじゃないですか。多分、相当違うと思うんですよ。そのときにやっぱり日頃の勉強のこととかは、全く畑の違う仕事ですから、そこは特段の意識づけがないと、方向性が決められないのかなと思ったりもします。

本当に例えば今の課長のお話聞いてましてね、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律ができたきっかけになった広島の大雨ってありますよね、平成11年の。あのとき裁判になりましたよね、佐伯郡でしたけど。子供が帰るときに水路に落ちたという。本当に帰したほうがいいのか、帰さないほうがいいのか、最近ちょうど10年ですから、東日本大震災からですね、どこかでありましたね。保育所だったか幼稚園だったか、何かあったら子供は帰さないって決めたって。決めるのもむちゃですよ。決めたらいいんじゃないかって、そのときに決めりゃいいわけですよ。状況見てですよ。マニュアルを全部書いてるからマニュアルどおりいくわけじゃないんですよ。そういうことを。何かすごくマニュアルが好きな民族ですからね、マニュアルによっかかっていけないと思うんですけども、やっぱりそこで誰か、決める人がいるよねと思うんですけども、その人は決まっていますよねということなんですけど、どうでしょう。

○賀屋委員長 総務学事課長。

○真鍋総務学事課長 先ほどもお話ししましたように、最終決断は校長が権限を持っているということになります。ただ、校長がいないとか、欠けているときについては、教頭が代理・代行するということになります。連絡が取れるときは、校長と連絡を取りながらということになるかと思えます。

先ほどのお話でいうと、本当に想定に捉われないという、マニュアルは基本としてベースとしてあっても、大川小学校の事件のときにやっぱりハザードマップに関する専門家が決めた市の判断も疑ってかかると。万一の場合を想定してというか、校長は専門的な文献等に基づいて独自に再検討すべきということが言われています。だから、今まで教員が本当

に学校教育の専門家、津波とか地震の専門家ではないんですけども、ただ、それを超えるような知識を持って判断しなければいけないという、そういった意味合いのことだと思います。大変厳しい取り組みが、学校のほうに求められていると思いますので、釜石の奇跡のときは、想定に捉われないということと、状況下において最善を尽くすということと、率先避難者になるというこの避難三原則を徹底してこの児童生徒に身につけていたというところがあります。想定に捉われないということが特に今後、本当に求められるのかなと考えております。

以上です。

○賀屋委員長 それでは、続きまして、寺岡委員のほうから通告が出ております。

寺岡委員。

○寺岡委員 3点通告させていただいております。

最初が169ページと172ページにあるんですが、大竹小学校プール建設設計業務委託料と大竹中学校プール解体設計業務委託料について、これ併せて考えさせていただきたいと思っております。いろいろ御苦労いただいてスタートラインに立っていることができたかなと喜ばしく思っています。同僚議員も興味・関心の高いものですので、これからまた注視していきたいと思っております。

まずは感謝を申し上げたいと思っております。予算つけていただきまして、ありがとうございます。

これからだと思います。具体的には総務文教委員会にいろいろ報告というか説明というか、いずれされていくんだろうなと思うんですけども、総務文教委員協議会か何か開いていただけるかなと期待はしてるんですが、いつ頃からそういったところに議会のほうに説明がありますかね。

○賀屋委員長 総務学事課課長補佐。

○瀬川総務学事課課長補佐兼教育総務係長 教育総務係の係長しております瀬川と申します。

大竹小学校と中学校のプールの関係ですけども、学校にあのまま整備するプール施設ということもあって、御質問いただくまで総務文教委員会等での説明というのは特に考えてなかったというのが実際のところでございます。今後、必要ということであれば、市長部局と協議した上で説明の機会というのを設けさせていただけたらと思います。設計業務から入ることになりますので、いましばらく時間をいただくようなことになろうかと思っております。

以上です。

○寺岡委員 ありがとうございます。何か無理やりさせるみたいすみませんけど、よろしくをお願いします。ということはまだ。

○賀屋委員長 寺岡委員、挙手をお願いします。

○寺岡委員 すみません。

○賀屋委員長 寺岡委員。

○寺岡委員 すみません。興奮してたんで先走ってしまいました。それだけうれしいことだったので、大変失礼いたしました。ということは、まだ何年度から利用可能とかそこら辺

もまだまだ今から計画立てていくということですかね。

○賀屋委員長 総務学事課課長補佐。

○瀬川総務学事課課長補佐兼教育総務係長 事業計画についてでございますが、教育委員会で今考えているもので申し上げさせていただきますと、令和3年度に大竹小学校と大竹中学校の現在のプールを解体するというので、まずは設計業務を行いたいと思っております。大竹小学校に関しましては、新設するプールの設計も併せて行うのが令和3年度と考えております。

実際の工事についてですが、令和4年度から令和5年度にかけて解体工事と建設工事を実施したいと考えております。これが最短コースかと思ってるんですが、令和6年度のシーズンから小学校、中学校の両児童生徒が共同で利用できる施設の利用がかなうようになるというスケジュールを想定しています。

以上です。

○賀屋委員長 寺岡委員。

○寺岡委員 ありがとうございます。早くて今の御説明だと思うんですが、思ったより時間かかるのが、工期がかかるなと思いました。ということは夏場水泳の授業ができないシーズンも生まれる可能性があると思っておいたほうがいいということですかね。

○賀屋委員長 総務学事課課長補佐。

○瀬川総務学事課課長補佐兼教育総務係長 今、内部で協議しているところなんですが、解体工事に数カ月、それから建設工事でも1年近い期間が必要と考えておりますので、それとあと契約金額にもよると思うので、議会の議決等がもしかしたら必要になってくるかもしれないということで、それを考えますと、1つのシーズンも欠けることなくですね、工事進めていくというのは難しいかというところで、今考えていますのは、令和4年度のシーズン終わった後ぐらいから工事着工できればと。令和5年度はどうしても使用できない時期に当たるんですけども、令和6年度のシーズンからは利用できるようにと考えております。

以上です。

○賀屋委員長 寺岡委員。

○寺岡委員 この先のことは、令和3年度の予算じゃなくなるので、またいずれお伺いしていきたいと思えます。

中学校のプール解体後の土地活用というの、まだ青写真もできてないんですかね。

○賀屋委員長 総務学事課課長補佐。

○瀬川総務学事課課長補佐兼教育総務係長 これから設計業務を進めていく上で決めていくということになろうかと思えます。解体撤去するというので、ある程度中学校の西側といいましょうか、あちらのほうにまとまった土地が確保できることとなりますので、グラウンドであるとかテニスコート、駐車場といったところですね、そういった跡地利用を含めて、中学校の敷地全体として幅広く検討していきたいと思っております。今、関係課や、中学校とも協議を進めていくことになるんですけども、現在、プールを挟んで2カ所に分かれていますテニスコート、それを移設して利用するというのを教育委員会としては有

力な案として考えております。

以上です。

○賀屋委員長 寺岡委員。

○寺岡委員 一応青写真はあるみたいですが、物事を大きく考えると隣に大竹保育所ありますよね。あそこも同じ子供たちが集まる場所、文教地区の中にある子供たちが集まる場所と考えたら、何か一体的な改造というのもできるのかというイメージをふわふわと持ってたんですけど、そういう話は福祉課とかともまだ全然出てないですかね。

○賀屋委員長 総務学事課課長補佐。

○瀬川総務学事課課長補佐兼教育総務係長 今年度まで関係各課と協議する場を設けて協議したんですけども、福祉課からは公立保育所の、大竹地区施設整備事業というのが進んでいるということで、そこにおける課題の一つであります保育所職員、それから送迎専用の駐車場所の確保が課題の大きなものと協議の中でありました。その対応策として隣接する大竹中学校の敷地の一部を使うことは可能かどうかという投げかけを受けています。ある程度プールの解体ができれば、今よりも利用可能なスペースは確保できることとなりますので、今後協議していくこととなりますが、保育所関係者のための駐車場所としてある程度のスペースが確保できるのではないかと教育委員会としては考えております。

以上です。

○賀屋委員長 寺岡委員。

○寺岡委員 ありがとうございます。

プールそのものの実際の運用について1点確認しておきたいんですが、実現したときに、中学生がプール授業で小学校の敷地へ移動することになると思うんですが、今の時点でどう安全を保ちながら、あと時間の短縮というか、時間かけないように移動するというのは今のところでイメージは何かありますか。

○賀屋委員長 総務学事課課長補佐。

○瀬川総務学事課課長補佐兼教育総務係長 今回、小学校の現地のプールの建て替えということになりますので、中学生が授業のために移動することになります。移動に当たっては時間のこともありますが、安全に通行できる方法を最優先に考えていきたいと考えております。

中学校から小学校のプールまでの移動を考えたときにですね、現在ある市道の歩道、それから横断陸橋等を使用することができるということで、プール改築することで、生徒が移動することに伴う周辺整備というのは、それほど多くは必要ないのかと思っております。ただ、学校施設内で中学生がどこを歩いて移動していくかということに関しては、今後協議していきたいと思うんですが、必要な整備があれば、そこは併せて行っていきたいと考えております。

以上です。

○賀屋委員長 寺岡委員。

○寺岡委員 プールの件で最後に伺っておきたいんですけども、これは感覚的なところでお話しいただけたらと思うんですが、教育の立場だけに限定した場合に、ほかの住民環境と

かその辺は置いといて、仮に小学校と中学校の間の市道がなかったら、教育だけのわがままでいえば、どんな有益なことが考えられますか。実現性とか、現実味とかそこら辺は置いといて、どうでしょう。

○賀屋委員長 教育長。

○小西教育長 大竹小学校の校長時代ですね、中学校とのいろんな連携を図っていく上で、あの前の道がなかったらいいのにねというような話はしたことがございます。小中一貫教育として今しっかりと取り組んでおりますので、道がなくなればより小中一貫教育が進むんではないかなと思っております。私の個人の考えでございます。

○賀屋委員長 寺岡委員。

○寺岡委員 すみません。ありがとうございます。今のは聞かなかったことにしておきますので、思いとしてはそういう思いをお持ちということですね。ありがとうございます。

次なんですけども、172ページ、中学校の教育振興事業で英検の受験料の補助がですね、これ手数料のところの金額が合致しているのそこじゃないかと思うんですけど、資料まず、ありがとうございます。私、資料を要求するときに自分でフォームを作って、こんな感じで作ってくださいとお願いするんですけど、私がお渡ししたフォームよりかなり読みやすいものをそちらで工夫して作ってくださいました。ありがとうございます。ただ、何か令和3年度の検定料が私自身が調べたものと若干異なるんですけど、その辺はどうですかね。

○賀屋委員長 総務学事課課長補佐。

○中川総務学事課課長補佐兼教育指導係長 料金についてでございます。毎年、日本英語検定協会のホームページで、次年度の検定料を確認した上で予算を立てております。令和3年度の料金改定につきましては、2月5日にホームページで初めて通知されていたため、料金改定を予算に反映することができませんでした。

以上です。

○賀屋委員長 寺岡委員。

○寺岡委員 ありがとうございます。予算を組んだ後に料金が変わったということですね。必要であれば補正とかも組まれていくと思いますので、まあいいと思います。

ただ、この先の予算だけ見ても、教育委員会当局としては、100%生徒全員が受けられる予算は担保しようとは思われるとは思いますが。ただ、前年度、令和2年度と生徒数が10人増えて、予算増額が1万6,000円という、一番安い級5級ですよ。それでもバランスが取れないんですけど、この辺の小さな誤差というのは、どう思われますか。

○賀屋委員長 総務学事課課長補佐。

○中川総務学事課課長補佐兼教育指導係長 具体的な予算を組むときに、平成31年度の合格状況、受験状況を見て決めております。ですので、平成31年度は、たまたま英検5級を受ける方が多かったということで、平成31年度5級は12人受けておられるということで、令和3年度は10人くらいと見込んで予算を計上しました。

以上です。

○賀屋委員長 寺岡委員。

○寺岡委員 基準が生徒総数ではないということですね。級ごとの受験者数だというふうに設けておられるというのでわかりました。過去数年間の受験率・合格率出していただいているんですけど、よい年もあったり、あまりそうでない年もあったりとあるんですが、これのように受け止めておられますかね。

○賀屋委員長 総務学事課長。

○真鍋総務学事課長 まず、受験率についてでございます。3級以上のみに助成しました平成29年度が受験者が53.1%でした。その後、平成30年度から全ての級の受験に助成を行いまして、令和2年度まで毎年度75%を上回る受験率になっております。

これまで学校がそういった授業の取り組み、聞く・話す・読む・書く、力をつけて思考・判断・表現するような取り組みをして、英検に挑戦するような意欲も育てております。また、そういった実際に授業で力をつけて自信を持たせるという取り組みと、学校では生徒本人、あるいは保護者に英検受験について例えば第1回または第2回のどちらかで受験するように周知したり、保護者宛てに案内文を配布したり、家庭でも英検に向けて取り組むように働きかけたりというようなことで、可能な取り組みはやっております。

受験してない理由は、正式な形での調査という形で行ってはいないんですけれども、学校から聞くところによると、個人の都合があったり、合わなかったり、日にちが合わないと。逆にやっぱり学力が十分についていなくて自信を高められていない、そういった理由もあると聞いております。可能な範囲で理由を把握して問題の所在をつかんで対応したいと考えております。

それから合格率についてですけれども、大竹市の中学3年生の英検3級以上取得者の割合、例えばこれが助成以前、平成27年度、平成28年度で見ると、国と県との比較になりますけれども、これは下回ってございました。助成を始めて平成29年度から中学3年生英検3級以上の取得者の割合は、毎年、国・県の割合を上回ってきているということになっております。令和2年度は、国・県が合格率の調査を休止しているということでわかりませんが、例えば令和元年度は中学3年生英検3級以上取得者の割合が国が25.1%、県が28.3%、大竹市が31.7%ということです。英語担当の教員を中心とした熱心な取り組みと生徒の頑張りということで、着実に力はあるんじゃないかなと受け止めております。以上です。

○賀屋委員長 寺岡委員。

○寺岡委員 すみません。通告出していたので、先にいろいろお答えいただきありがとうございます。2年ぐらい前の教育委員会議で英検を受験しない子供たちの理由を調査という会議内容があったと思うんですが、調査はそれ以降はしとってないんですかね。今、そうお話しされましたけど、一応確認します。

○賀屋委員長 総務学事課長。

○真鍋総務学事課長 大変申し訳ないんですけれども、正式な形で文書とか出してアンケート調査という形では、行っておりません。学校のほうで例えばということで、お聞きしている範囲で先ほども申し上げましたように、調査ものが多いので、できるだけ学校に負担をかけない可能な範囲で理由を把握して、低いからこうしようとかいう、そういったレベ

ルじゃなくて、やっぱり調べるんであれば問題の所在まで掘り下げて、じゃ、こうしようというふうに対応を考えていきたいなどは思っております。

以上です。

○賀屋委員長 寺岡委員。

○寺岡委員 ありがとうございます。

強化学習も少し触れてくださいましたけども、この予算の概要を見ると中学校教育振興事業で英語力の向上事業というふうにタイトルつけてますので、このタイトルに見合うようなですね、試験に受かるのは目標かもしれませんが、目的ではありませんので、そのあたりを生徒たちにもしっかり伝えていただいて、ふだんの英語学習のモチベーション向上にさらに努めていただきたいと思います。ありがとうございます。

3点目は次にやります。

○賀屋委員長 他に質疑はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○賀屋委員長 それでは、1回目の質疑を終結いたします。

続きまして、2回目の質疑を行います。

寺岡委員の通告分が、もう1件ほど残っておりますので。

寺岡委員。

○寺岡委員 すみません。それじゃ、178ページの学校連携・子どもの居場所づくり事業について伺いたいと思います。

まず、概要のほうでいきますと、16ページなんですけれども、学校連携・子どもの居場所づくり事業（放課後子ども教室事業）のほうで、（仮称）地域学校協働本部という団体かグループかが出てるんですが、これ多分、議会では初めてかなと思うんです。どういったものなのか御説明からお願いします。

○賀屋委員長 はい、どうぞ。

○山田社会教育係長 社会教育係長の山田です。よろしく願いいたします。

概要にあります（仮称）地域学校協働本部とは何かという御質問だと思います。

国の制度見直しによりまして、本市といたしましても学校・家庭・地域連携協力推進事業を進めていくため、その執行機関となる、仮称ですけれども地域学校協働本部、これを立ち上げることにいたしました。この（仮称）地域学校協働本部は、これまで行ってきました放課後子ども教室、先ほどの概要に書かれておるものですが、これにさらに市が今まで直接行ってきました、おたけっ子らんらんカレッジ事業、ジュニアリーダー育成事業、これらの事業をまずは委託する予定で考えております。

（仮称）地域学校協働本部には、活動に関わる地域住民、講師などが参画し、先ほどの放課後子ども教室などの事業を実施し、将来的には各学校でコミュニティスクールの導入を目指しまして、このコミュニティスクールの設置の進捗状況に合わせながら各学校単位で地域と連携協働し、学校支援活動、具体的に言うと共同学習であるとか読み聞かせ、子供の見守りなど、こういったことを行っていけるような組織に将来的にはしていきたいと考えております。



まち全体で地域の将来を担う子供たちの育成をするとともに、地域創生の実現を目指すために学校教育と社会教育、家庭教育この3つが連携・協働する仕組みをつくるということが目的でございまして、社会教育といたしましては、この学校教育、コミュニティスクールの連携・協働するための（仮称）地域学校協働本部、これを設置しまして地域学校協働活動の調整役、こういういわゆる仕組みづくりを担っていくように考えております。

将来的には（仮称）学校連携・子どもの居場所づくり会議というのを設置しまして、放課後児童クラブ等も含めた子供の居場所づくり全体についての審議、方向性の決定の場を設けていきたいと考えておりますが、こちらについては将来的にということ、来年度すぐにはならないと思っておりますが、将来的に実施していきたいと考えております。

よろしくお願いたします。

○賀屋委員長 寺岡委員。

○寺岡委員 結構壮大な話ですね。その先にはコミュニティスクールのほうの実現にもつながるのではないかなと思います。学社融合で目に見える形でそれが進んでいくのは、私自身はよいことだと思いますので、いろいろハードルがあるというか御苦労されることもあると思いますけども、頑張ってくださいと思います。

ただ、今ある組織、特に私が、気になったのが青少年問題協議会とのすみ分けがどうなるのかなというのが疑問に思いまして、大竹市のまちの規模で考えると、その辺歩いてる人を構成員にするわけにもいきませんのでね、中の人結局同じになるんじゃないかなと思いました。すると、青少年問題協議会の存在意義というのはどうなるのかなと思うんですけど、いかがでしょうか。

○賀屋委員長 社会教育係長。

○山田社会教育係長 青少年問題協議会とのすみ分けがどうなるか、そういった質問だったと思います。

青少年問題協議会につきまして、簡単に御説明いたしますと、地方青少年問題協議会法を根拠といたしまして、大竹市附属機関設置に関する条例に規定いたしまして、青少年の指導、育成、保護及び矯正に関する総合的施策に関する調査審議等を行うこととしているものでございます。委員の構成は、これ条例に書かれてるんですが、市長、関係行政機関の職員、市議会議員、青少年問題に関する識見を有する者、具体的には大竹地区保護司会の会長とか大竹地区更生保護女性会の会長などが入っております。

一方、この（仮称）地域学校協働本部、これは放課後子ども教室、おたけっ子らんらんカレッジ事業、ジュニアリーダー事業を行う執行機関と位置づけております。構成員は、これについてはまだ現在、検討中でございますが、今ある大竹市放課後子ども教室運営委員会の委員、具体的には学校関係の代表者であるとか、社会教育委員の代表者、大竹市社会福祉協議会の代表者、青少年育成市民会議の代表者、大竹市PTA連合会の代表者などに、事業を行う上で関係する方々をそれプラス追加するようなイメージで今思っております。

将来的には、先ほどの話の中で学校連携・子どもの居場所づくりの調査審議機関として（仮称）学校連携・子どもの居場所づくり会議を設置し、青少年問題協議会と同様にこれ

を附属機関という形で条例に規定し、審議調査等を行っていきたい、そのように将来的な展望としては考えております。委員の構成といたしましては、寺岡委員おっしゃられるとおり、青少年問題協議会委員と重複する方もかなり多いのではないかと思われますが、一応そういう感じで考えております。

よろしく申し上げます。

○賀屋委員長 寺岡委員。

○寺岡委員 かなりすらすらと御説明いただいたので、大体はわかりました。実働部隊と審査機関というふうに考えてもいいのかなと捉えたんですけど、よろしいでしょうか。

○賀屋委員長 社会教育係長。

○山田社会教育係長 ありがとうございます。おっしゃられるとおり、実働部隊としてまずは(仮称)地域学校協働本部を整備したいと。その上に最終的に審議機関として将来的にはもっと大きい枠組みで整理していききたいというイメージでよろしく願いいたします。

○賀屋委員長 寺岡委員。

○寺岡委員 ありがとうございます。先ほど説明の中にあつたように、1年でできるようなものでもないでしょうし、じっくり課題を一つずつ潰しながら取り組んでいってください。

同じ費目の中の放課後児童クラブのことについて伺いたいんですけども、たしか令和3年度から委託することになっているはずなんですけど、委託した上で結果的には予算増になってるんですけど、これはどう読み取っていけばよろしいでしょうかね。

○賀屋委員長 社会教育係長。

○山田社会教育係長 令和2年度当初予算、これは放課後児童クラブ運営事業が5,064万1,000円ほど計上しておりました。今年度、当初予算で学校連携・子どもの居場所づくり事業で6,590万5000円、この中には放課後子ども教室委託料の300万円と、おたけっ子らんらんカレッジ委託料の37万5,000円、これが入っておりますので、まずこれを引かせていただくと6,253万円、これになろうかと思えます。この差額1,188万9,000円、これがこの放課後児童クラブで増加した経費ということになります。ここの内訳なんですけれども、まず、昨年度の当初予算のときには想定されてなかったものといたしまして、昨年9月補正で計上させていただきました、みどり児童クラブの1教室増加に伴う人件費の増額分、増額相当額ですね、これが補正のときには半年分で計上しましたんで、その倍程度の影響額ということで251万円程度、あとシステム導入についても9月補正で計上させていただきました。こちらが132万円程度。これを引きますと約800万円、これが放課後児童クラブ運営業務の今回一部民間委託による増加額と計算しております。

運営業務の一部を民間事業者へ委託したことによりまして、これまで市が行っていた運営マネジメント、具体的には支援員等の雇用であるとか人員配置、研修も含まれます。その他各種調整等ですね、こういったところは運営事業者がやるようになりますので、その部分と現場運営、児童保護者へのサービスへの提供、これは運営事業者が行うこととなります。その必要経費や事務費相当額に見合う金額、これが約800万円と考えております。昨年度の議会等でもお話をしていると思うんですが、この800万円が市雇用の職員約1名分

に相当すると解釈しております。

以上です。

○賀屋委員長 寺岡委員。

○寺岡委員 ありがとうございます。あと放課後児童クラブの委託ということで、保護者の皆さん方にも御理解いただいていると思うんですが、説明会を3月中にやるという計画だったと思います。保護者説明会ですね、もうされたのかどうかまだ確認はしてないんですけど、もうされとるんであればそのときの様子とか、あと来年度の利用申し込み現状ではいかがでしょうか。

○賀屋委員長 社会教育係長。

○山田社会教育係長 放課後児童クラブの御理解いただき、ありがとうございます。保護者説明会につきましては、実はおとといの3月14日の日曜日に株式会社明日葉と合同で総合市民会館で開催いたしました。内容といたしましては、放課後児童クラブの利用案内、もともと4月1日に各児童クラブで案内してたんですが、これを3月中にしようということで、この利用案内と株式会社明日葉による令和3年度児童クラブ運営事業者説明、新たに株式会社明日葉が事業を運営しますので、その事業者からの説明、この2点を主にいたしまして、その後個別面談、配慮が必要な子供等についての個別面談を希望者のみに行いました。出席者は42名、個別面談は5名の出席がございました。出席された保護者の方からは、質問として何点かあったのを御紹介させていただきますと、運営の意見を伝える場があるのかどうか、3児童クラブの取りまとめ役となるエリアリーダーはどこにいるのか、相談したいときにエリアリーダーに相談できるのか、こういった質問が出ました。回答については、株式会社明日葉のほうから保護者の意見を伝える場としては懇談会等の開催であるとかアンケートの実施を考えている。エリアリーダーは3児童クラブのどこかに常駐しまして、支援員と一緒に運営に当たるので相談したいときには、いつでもお声かけいただきたいと。

また、中国地方の拠点としての広島駅北口に新たに設置しました広島事務所にも今度、営業等もやるマネジャーなんですけど、エリアマネジャーを配置するのでエリアマネジャーも相談に乗りますという回答をいたしました。また、要望といたしまして、今回この4月から延長利用、時間の延長ですね。6時から6時30分に延長いたしましたけど、延長だけでなく早朝の利用開始時間の繰上げの要望ですね。今8時から預けられるようになってますが、これを30分前倒して7時30分からの開設、これもぜひ検討していただけないかと、そういったような意見も出ております。私どものほうからアンケートによるニーズ調査であるとか周辺の状況等を踏まえて今後検討していきたいと回答した次第でございます。これからは運営事業者である株式会社明日葉と連携を密に取りながら、よい児童クラブにしていきたいと思っております。

なお、令和3年度の申し込み状況でございますが、3児童クラブ合わせて256名でございます。昨年度が299名ですね。43名で約14%ほどの減になっております。その理由なんですけれども、市内3小学校の在籍数につきましては、昨年令和2年度と若干減なんですけどほとんど変わらない状況ですが、入会率が全体的に減少しているという傾向がある

というのを確認いたしました。理由として一応私たちの見解といたしましては、新型コロナウイルス感染症拡大防止を考えて家庭等で子供を見ることが出来る方は、利用を控えている傾向があるのではないかというような分析をしているところでございます。

以上です。よろしく申し上げます。

○賀屋委員長 寺岡委員。

○寺岡委員 ありがとうございます。随分理解が深まりました。これからも子供たちのためのいい施設、また、事業であってもらいたいと思います。おおたけっ子らんらんカレッジの通告も出していたんですけど、先ほどの御説明の中に御答弁全部入ってましたんで、割愛させていただきます。

最後に、令和2年度の大竹市教育委員会点検評価報告書、私たちもいつも見せてもらってるんですが、この中で子どもの居場所づくり事業ということで、らんらんカレッジと放課後子ども教室の評価を教育委員の皆さんにさせていただいております。オールA判定なんですよ。これが形が変わっていくことでオールAから陥落しないように、ぜひいいものをつくっていただきたいと思いますので、よろしく申し上げます。

終わります。

○賀屋委員長 最後のは要望でいいですか。

○寺岡委員 はい。

○賀屋委員長 それでは、2回目の質疑について他にございませんか。

日域委員。

○日域委員 事前通告は、もう終わりましたんで、一般質問でタブレットのことを聞きましたけど、あの後どこかの新聞にあったんですけども、経済産業省がソフトを作って出す、読み違いのような気もするんですが、あれですよ、無償のソフトを作ってというような記事があった気もしますが、ひよっとしたら私の読み違いかもしれません。ただ、あれですよ、私の子供の頃でいうと教科書は買ってましたよね。だから学校へ行くのに、経費は全部親持ちでした。それで、あるときから教科書無償になりましたけど、今回のタブレットは無償ですよ。だから個人の財産じゃないですけども、個人持ちのものを何ていうか、公が用意するといったら2回目のような気がするんですけども、教科書はもともとありましたからね、大きな変化かどうか知りませんが、今回のタブレットを持つということはすごい変化ですよ。

それで、あの後もですね、どっかの学校が今までテストするのに、今までテストするといえ紙ですから、紙でしてその採点も先生方は大変ですけども、ひよっとしたら今回からは、もっと気軽にできるかもしれませんよね。理解の確認をするとかですよ。要するに何をしてもいいんだと思うんですが、その辺の自由度が、さっきの私が質問した危機管理じゃありませんけども、やっぱり何をやるにも、ほかの市町と比べていたら何もできませんから、積極的にやってみてほしいんですよ。そのあたり、使い方について、例えば、とは言いながら文部科学省があつて、県に教育委員会があつてという仕組みの中ですから、そのタブレットの使い方について何か決まってるんですかね。今から決めるんですかね。多分いろんなことを今からですよ、始まったら何だかんだと言ってくるんだと思いますけど

ども、そのあたりどうなんかなと思うんですが、おわかりの点があれば教えてもらえますか。

○賀屋委員長 総務学事課長。

○真鍋総務学事課長 まず、タブレット端末、学習者用端末ですけども、これ無償で提供ではなくて一応貸し出しということで、精密機械を貸し出しますので、子供たちには丁寧に使ってもらいたいという指導も併せて行いたいと思っております。

使い方については、例えば授業での活用について、大まかに文部科学省のほうで小学校、中学校別にこういう教科でこういう使い方できますよというのは示されてはいるんですけども、当然大竹市のほうもやっぱり児童生徒の実態に応じてということでは、例えば授業であれば情報活用のための知識技能、このあたりキーボード操作とかWord、Excel、PowerPoint、これ入ってますので、その使い方、カメラ、それからインターネットの使い方等ですね。これは教科等固有に必要なものでなくて教科と全体で全てで活用できるもののそういった知識とか技能の習得が1つと、2つ目はそういった知識というのを活用して考えるとか判断するとか表現する力を育成するために例えばカメラで動画撮影したものを、跳び箱とかマット運動とかして、それを見てどう改善していくかとか考えたり、絵やグラフ等を送信してそれを使って考えさせたり、個人で考えたことを班の考え方として全員で電子黒板に映して示したりとか、PowerPointで調べたことをまとめて発表するとか、そういったことも考えております。

あわせて、やはり情報モラルということで情報収集時の留意点とか、著作権とか、そういったことも学習させたいと考えております。あと持ち帰り学習、これは中学生を来年度10月あたりから持ち帰らせて家庭学習に活用してもらおうということで、例えば文章の入力、Wordで何か文章、テーマを決めて打って持ってこさせるとか、また、送らせることができたらそれを送信させるとか、新聞づくりとかソフトが今簡単なのが入っているんですけども、そういったドリル学習、AI型の本当に精密なものでは今のところ入ってはいないんですけども、そういったドリル学習によって家庭学習もできるかなと思います。あとはテーマを決めてインターネット等での調べ学習というのも家庭でできるかなと考えております。

あと臨時休業、全国一斉というのは、多分これから可能性は低いなとは思いますが、非常変災等で何日か休む場合もあるかも知れません。そういったところへの対応としましては、やっぱり簡単な健康観察とか、簡単なやり取りとか、もちろん授業をそのまま対面の授業を担保するようなことがこのオンラインでできるということは考えておりませんので、そのあたりオンラインでできること、できないことを峻別しながら、どっちかだけじゃなくって両方の長所を生かしながら活用していきたいと考えております。

以上です。

○賀屋委員長 日域委員。

○日域委員 今までやってきたことのうちの、どの部分はそのタブレットパソコンでできるかという見方もありますけども、今まで絶対にできなかったことが、できるようになったりもしますよね。これって個々の先生方の裁量権ってどこまであるのかなと思いますけど

も、それは今までは子供たちの側もですよ、一緒にないとやりにくいことがいっぱいありましたし、先生方も一緒にないとやりにくいという形の中でやってきたはずですけども、極端に言えば1人で、子供は一人一人かなり自由度がありますし、先生方も一人一人相当自由度がありますから、想定外のこともできたりするんかと思えますけどもね、やり過ぎたら問題が起こるかもしれませんが、それはそのときの話ですけども、やっぱりあまり制約をかけずに、子供たちにも先生方にもあまり制約をかけずに何やるか、面白いなと思っ  
て見ておいてほしいなという気はするんですけどもね、その辺いかがでしょうか。

多分、国のほうも何というか知りませんが、私は、一般質問でも言いましたけど、差がついたり相当すると思うんですよ。ついてもいいじゃんという、そういう気持ちでない  
と結局あれしちやいけない、これしちやいけないってなりますからね、私もさっぱりわからない  
中で勝手なこと言ってるんですけども、あまり心配せずにやってほしいなという気が  
するんですが、いかがですか。

○賀屋委員長 総務学事課長。

○真鍋総務学事課長 実際には本当にこれから、中学校3年生と小学6年生に今入ってです  
ね、あと連続して今入っているところなんですけれども、本年度中に。実は本格的には本  
当に4月から活用していくと。ある程度想定は、子供たちがどう使うか、あるいは教員が  
どう使わせるかという想定はしておるんですけども、実際に子供たち1人1台持った時  
点でどれぐらい使えるかというところ、結構意外と子供というのは、そういった操作の技  
能を持っていたりするのかなとも思いますし、その辺様子見ながらですね、本当にできる  
ことはどんどんしていきたいと考えてます。授業でいえば、年6回各学校1回ずつ、タブ  
レットを活用した研究授業をやっていく計画でおりますので、そこでこういった使い方  
できますよということで研究授業をしながら、また、各学校の日常でどう使っているかとい  
うのも情報交換しながら、大竹市の学校として高めていきたいなと考えております。もち  
ろん使い方、個別最適と協働的な学びというのもセットで行わないといけませんので、  
協働的に学びながら、その中で使えることもありますし、あと一斉での学習がここまでは  
もう絶対全員到達しなければいけないところが終われば、どんどんまたいいソフト等があ  
れば、それを使わすとか、どんどん調べさすとかいうことで伸びる子はどんどん伸ばして  
いくと、これは当然考えていきたいと考えております。

以上です。

○賀屋委員長 それでは、2回目の質疑でございますが、他にございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○賀屋委員長 それでは、2回目の質疑を終結いたします。

3回目の質疑を行います。質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○賀屋委員長 以上をもちまして、第10款教育費の質疑を終結いたします。

説明員の交代がありますので、暫時休憩いたします。

再開は15時15分、第8款土木費と第11款災害復旧費の続きから行います。

15時00分 休憩

15時15分 再開

○賀屋委員長 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

第8款土木費と第11款災害復旧費の質疑を継続をいたします。

1回目の質疑の途中です。通告でまだ残っている方がおられますので、指名させていただきます。

中川委員。

○中川委員 今日予算書の146ページの大規模盛土造成地安全対策事業についてお伺いします。この大規模盛土造成地というのは、対象となるのはどこなのか、何カ所あるのか教えていただければお願いします。

○賀屋委員長 都市計画課主幹。

○実本都市計画課主幹兼計画整備係長 大規模盛土造成地の対象場所です。これは広島県のほうがマップを作成してまして、今、県のホームページで公開しております。マップを見ていただきますと、大竹市内では16カ所色付けされております。今回は、そのうち国が示しています調査実施のフローに基づいて選定した優先度の高い5カ所を想定しております、その部分を予算計上しております。また、この対象地の盛土全てが地震時に必ずしも危険ということではございません。来年度は現地踏査、優先度調査を行いまして、安全性を把握するものでございます。

以上です。

○賀屋委員長 中川委員。

○中川委員 ありがとうございます。わかりました。すみません。調べたんですが、よくわからなかったんで。それで、5カ所ということなんで県のホームページに出てるということは住民の方も御存じだと思うんですが、その辺の住民の方の周知ですね。どこまで自分の住んでるところが安全なのかということ疑問に思うと思うんですが、その辺の何ていうのか、住民の方に対する説明とかいうのはされるんでしょうかね。お願いします。

○賀屋委員長 都市計画課主幹。

○実本都市計画課主幹兼計画整備係長 今、先ほど申したように県のホームページに公表しているところがございますけども、これは宅地の所有者等の皆さんに、宅地防災に関心を持っていただいて日頃から地盤や擁壁の状態を気を配っていただきたいという趣旨で公表しております。今後も市のほうで調査すれば、適切に情報提供していきたいと思っております。

以上です。

○賀屋委員長 中川委員。

○中川委員 わかりました。それで、そこでどういう具合に危険な箇所があって、対策を取らなければならないということが出た場合に、それを補修とか、あるいは何か新しくするとかいうのに対して補助とかがあるんでしょうか。すみません、お願いします。

○賀屋委員長 都市計画課主幹。

○実本都市計画課主幹兼計画整備係長 そうですね。今の現状と今後のスケジュールをお話しさせていただきますと思います。

これが、今から調査していくんですけども、まず、第1段階として、令和元年に大規模盛土造成地のマップの作成、公表、こちらをしております。これは大竹市が情報提供しまして、広島県のほうが作成しております。

第2段階ですけども、今年度、その公表しております大規模盛土造成地、その造成年代の調査を完了しているところです。引き続き来年度ですね、大規模盛土造成地の安全性の把握をするということで現地踏査、優先度調査を行っていきたいと思っております。その安全性が確認できないということであれば、また、令和5年度から令和7年度にかけて調査を進めていかないといけなくなりまして、これはボーリング調査等を行っていくような予定をしております。

さらに第3段階、安全性がそれでも難しいということになれば、早く令和8年度以降、危険な宅地である場合の対策工事が必要になってくるかと思っております。

補助等ありますかということなんですけども、一応国のほうが、こういった宅地耐震化事業ということで立ち上げておりますので、今回の調査につきましても2分の1だけということになっておりまして、あとそういった対策工事についても、大竹市も、国がそういったメニューをつくれれば補助等できるようになっている仕組みになっておりますので、その辺はまた今の調査が進捗していけば、そういうことも考えていかなくてはいけないのではないかなと考えております。

以上です。

○賀屋委員長 中川委員。

○中川委員 わかりました。ありがとうございます。

盛土で地震で崩れてということになると思うんですけど、緊急性のあるところというのは今のところないわけですよね。たちまちですね、ここは地震が起きたら危ないから何とかしてほしいような緊急性のあるところは、今のところ考えられるところはないわけですかね。

○賀屋委員長 都市計画課主幹。

○実本都市計画課主幹兼計画整備係長 すみません。緊急性の話ですけど、まず、この大規模盛土造成地というのがわかりにくいんですけども、要件としたら、2つありまして、1つは盛土の面積が3,000平方メートル以上、もう1つは、盛土する前の地盤面の水平面に対する角度が20度以上で、かつ、盛土の高さが5メートル以上のものということで、こういったものが該当することになっております。大竹市内では、どれだけあるかといいますと、先ほど申した16カ所ほどあるよということで、これはあくまでも航空写真とか地図で、どういったらいいんですか、今そういった土地を見つけているんで、今からそういった安全性については作業していくんで緊急度があるかどうかというのが、今のところはまだわかってないと、こういったフィルターにかかるのがこれだけありますよということになっております。

以上です。

○賀屋委員長 中川委員。

○中川委員 わかりました。しっかりと調べていただいて住民が安心して暮らせるようにお



願いたいと思います。ありがとうございました。

○賀屋委員長 続きまして、網谷委員。

○網谷委員 3点ほど教えてください。

まず、1点目の概要の18ページの道路・橋りょう新設、改良事業の一番上の玖波29号線道路予備設計ですね。これは位置とすればどこになるんですかね。教えてください。

○賀屋委員長 土木課課長補佐。

○安岡土木課課長補佐兼工務係長 土木課工務係長の安岡です。よろしくお願いします。

玖波29号線の場所についてですが、大竹湯来線を起点にですね、玖波七丁目、八丁目の山手側を通り山陽道の側道を通して廿日市市大野地区に接続する道路になります。

以上です。

○賀屋委員長 網谷委員。

○網谷委員 あそこは大竹市と廿日市市の境というと鳴川川ですかね。あそこから大竹市寄りですね、今の対象は。ということは、あまり裏の側道から見ると少ししかないですよ、廿日市市の。これ俗に今まで言ってきた一般国道2号廿日市大竹道路との関係の、迂回路という解釈でよろしいんですかね。

○賀屋委員長 土木課課長補佐。

○安岡土木課課長補佐兼工務係長 国道2号の迂回路の事業になるのかということなんですが、一応、今年度廿日市市のほうで新たに道路事業の計画が位置づけられました。その接続先が、その大竹市の玖波29号線に当たるということから、大竹市のほうにつきましても既存の玖波29号線が利用できるかということとを来年度検討したいと考えています。それによって廿日市市の区間と合わせて、整備がされれば国道2号の迂回路としても利用されるのではないかと考えております。

以上です。

○賀屋委員長 網谷委員。

○網谷委員 今、迂回路としても、言葉がそうなるとるんですがね、ということはあまり迂回路のほうは重きを置いてないということですよ。それならそれでもいいんですがね、あその道が拡幅等なってるんでね、便利に行われるんだから仕方はないんですがね、今のついでに迂回路みたいに言い方されたんでね。ということは、まだ一般国道2号線の期成同盟の関係がありますんでね、あれはまだ実現に向けて頑張るとるという意味にとってもいいんですかね。この前からずっと迂回路という表現をされとるんでね、迂回路ということになれば、今の一般国道2号廿日市大竹道路整備促進期成同盟会ですかね。あれがもう何年も5万円の会費を払って話が全然進んでないんでね、どうなんだろうかなと思われてね、そういうことを含めまして今回、迂回路ということなんで、ついでに迂回路みたいな言い方をされたんで、迂回路ということになりますとね、私は、全然イメージ沸かんですよ、あの小さい道路がね。国道2号のあの大きな道路の交通量をどうするんだろうかと思ってるね、そういう意味で聞いたんですが、ついでに迂回路みたいな言い方されたんで、ということは、一般国道2号廿日市大竹道路をしっかりとこれからも頑張るんだなと解釈したんですが、それでよろしいですか。

○賀屋委員長 監理課長。

○小田監理課長 一般国道廿日市大竹道路整備につきましては、毎年度、要望活動を実施しております。この要望活動を実施することによりまして、早期の道路の整備が実現できればと考えております。

以上です。

○賀屋委員長 網谷委員。

○網谷委員 私は、何回もこれ質問しとるんですがね、要望活動しとると言われるんですがね、これ国道ですから国土交通省になりますよね。要するに国の事業ということですよ。ということはね、私、単純な考え方をするんですが、そんなに廿日市市にしる大竹市にしる事業費はそんなにかかるもんじゃないと思うんですよ。ただ、要望活動はしっかりしないといけないのですね。大竹市長が副会長になっていて、廿日市市長のほうが会長だったと思うんですが、しっかり2者で協議していただきまして、そして、国の事業ですから事業費の免除はそんなに考える必要ないんじゃないかと思います。しっかり要望活動していただけたらと思います。これは一応要望とさせてもらったんで、よろしく願いいたします。

次に、晴海臨海公園整備事業ですがね、6,300万円。これは事業内容を教えてもらえませんか。お願いします。

○賀屋委員長 都市計画課主幹。

○実本都市計画課主幹兼計画整備係長 晴海臨海公園の工事概要です。

まず、大きいくりとして、第3期工事の概要を説明させていただきます。

第3期工事ですけども、多目的グラウンドの西側の部分、アスファルト舗装やカキまつりのときの臨時駐車場、それからゲートボールエリアがある箇所ですけども、そこを段階的に3カ年で整備する予定としております。昨年の12月補正で減額させていただいているところなんですけども、来年度も同様の施工場所で市道沿いに多目的グラウンド等の雨水排水を処理するための雨水排水管や園路等の一部を整備することとしております。

以上です。

○賀屋委員長 網谷委員。

○網谷委員 園路整備というのも全部含まれておるといことですか。園路整備のほうは、どこの園路になるんか、具体的に言っていたらと思んですが。

○賀屋委員長 都市計画課主幹。

○実本都市計画課主幹兼計画整備係長 園路の整備箇所でございますけども、市道沿いにカイズカイブキがあると思います。その部分の北側にパンダの石があって歩道が、コメリとかあると思いますけども、あの線から直線状に、小方港沿いのほうまでの園路を作っていくという計画がございます。

以上です。

○賀屋委員長 網谷委員。

○網谷委員 今、カイズカイブキと言われたんですけど、カイズカイブキはどういう処分で伐採等しよるんですか。やっぱり去年の議会報告会でも、なかなか問題があるような議論

があったんですがね。私個人とすれば、完全に外から散歩なんかしても中が見えませんがね。それと住民の方の反対の理由というのがほこりが来るとかいろいろな事情があるかと思いたすがね、今、これはあくまでも私個人の意見ですが、いつだったかな、いつか公園なんかで、植木を植えて、中が見えないから犯罪率が高くなるという、このような意見がテレビのワイドショーなんかでやっておりましたよね。それに私は公園とはいえ、かなりこちらのほうが大きいんですがね。外からやっぱり見えるほうが開放的でもあると思います。それから、どけたらね、やっぱり何か殺風景になりますんでね、桜のなる木でも植えたらどうなんかなと私は想像しとるわけでございます。梅園はありますんで、そのようなことを思っておりますんで、その辺のことは考えていただければと思います。よろしくお願ひします。

それから3点目の153ページですね。平屋住宅解体工事ですがね、1,200万円計上されてますが、今年度も1,200万円やったと思うんですが、今年度の場合は何棟ぐらい解体されましたかね。それをお聞かせください。

○賀屋委員長 都市計画課讚井主幹。

○讚井都市計画課主幹兼建築住宅係長 今年度はですね、今9戸の解体ができております。

以上です。

○賀屋委員長 網谷委員。

○網谷委員 それで、今この1区画というんですか、1地域というんですか、全体的に解体されるところありますよね。ああいうところが大竹市の中で何カ所ぐらいありますか。広さはまちまちかと思うんですが。

○賀屋委員長 讚井主幹。

○讚井都市計画課主幹兼建築住宅係長 今年度ではないんですけども、前年度に、解体されたものが、飛石住宅というところと、それから玖波七丁目の唐船浜住宅というところが全体的にはなくなっております。

以上です。

○賀屋委員長 網谷委員。

○網谷委員 私は前からいつもこの件については早く売却してという意見を言ってるんですがね。総合計画の中でも定住促進の観点から売却または賃貸等の、早く、急げという文言が明記されております。ということで、今2カ所を言われたんですかいね。何か行動に移るとるか何かあれば教えてください。

○賀屋委員長 監理課長。

○小田監理課長 市内にあります市営住宅跡地、こちらにつきましては、ある程度まとまった土地ということで大変いわゆる貴重な土地であろうかと思っております。その土地を必要としている方が、有効利用していただくことによって売却も進んでいこうかと思っております。そのことによって地域の活性化にもつながってまいりますし、市でいいますと若干の固定資産税の増収ということも考えられます。また、維持管理費の削減にもつながってまいります。

今、全て解体が終わったような土地につきまして、これを処分という方向で考えており

ます。順番として今場所は2カ所ございます。飛石住宅跡地と玖波七丁目の唐船浜住宅跡地でございますが、基本的には優先順位と申しますか、なかなか同時並行というのが難しい中では、いわゆる沿岸部で中心部にありまして、なおかつ、主要な街路と申しますか、そういうところを優先的に取り組んでいきたいと考えておりまして、今まで処分に向けていろんな取り組みをしてまいりました。

現在の状況なんですが、飛石住宅跡地につきましては、今3月ですけど4月1日の公募の開始に向けて最後の準備をしております。今後、市ホームページとか、市広報、その他の広告媒体、これらを活用しながら、この土地を有効に使っていただけるように取り組んでいきたいと思っております。

以上です。

○賀屋委員長 網谷委員。

○網谷委員 いろいろ考えとるようでございますので、そのまま行動に移していただければと思います。

終わります。

○賀屋委員長 続きまして、日域委員。

○日域委員 143ページに一般河川（水路）浚渫工事というのがあって、私はどこですかと聞いたんですけど、ちゃんと発表してありました。それで、川に、草が茂って砂がたまっていると前からあったんですけども、今回それをやるに当たって、やっぱり何か今までと違う状況と申しますか、やらなければならない状況なのか、やりやすい状況なのか、何か変化があったのかなと思うんですけども、それがあったら教えてください。

○賀屋委員長 土木課課長補佐。

○増富土木課課長補佐兼維持係長 土木課維持係長の増富です。

一般河川（水路）浚渫事業ですけれども、今年度、令和2年度から本格的に取り組んでおります。これがなぜ本格的かといいますと、国のほうが緊急浚渫推進事業債、令和2年度から5カ年の期間限定で有利な起債を発行してくれるということで、今まで河川の浚渫というのは、管理者の維持業務でしたので、単独市費で行わなければならなかったところが、今回から国の起債を活用してできるということでしたので、今まで懸案事項であった河川の土砂の撤去というのを本格的にやろうといった動きになったものです。

以上です。

○賀屋委員長 日域委員。

○日域委員 財政的には天と地ほど違いますよね。予算の概要に書いてある以外のはもうないんですか、この該当、この川というのは、まだあるんですか。そこを教えてください。

○賀屋委員長 増富課長補佐。

○増富土木課課長補佐兼維持係長 まだ令和3年度で終わりではなくて、令和4年度以降も今ここに書いてある以外で申しますと、三菱ケミカル沿いにある入川水路とか、あとそういったところに着手しようと計画しております。

以上です。

○賀屋委員長 日域委員。

○日域委員 ありがとうございます。

ほかのやつに行きますけども、135ページに土地開発公社経営健全化対策事業というのがあります、これは利子補給でしたよね。だから直接大したことじゃなかった、そのこととは直接関係ないんですけども、一般質問でも少し言いましたけど、公に限らず個人でも全くそうだと思いますけども、土地を買うときには現地でここからここまで買うよねというのを当然決めなくてははいけませんけども、それを公図なり何なりに落として図面でもちゃんと一致するように直して、それでそこを測量して、測量に応じて単価は決まっていると思いますけども、それで書類の処理と同時に引き渡しをする、決済もするというのが一般的だと思うんですけども、それは合ってますよね。必ずそうしますよね。そうしないこと、そうしない理由はないと思いますから、買うときにはですよ、買うほうと売るほうというわけですよ、立場上。やっぱり売り買いするということは、そこで物すごい決めやすいチャンスなわけですよ。何もなくて双方が普通に平穩に暮らしているときに境界確認しようと言ってもですよ、何でやと言われたら終わりですけども、片方が売りたい、片方は買いたいという人がいて、そうなれば、それが絶対的条件じゃないですけども、やっぱり売手側からしてみれば決めないと売れませんから、そうすると隣と境界が若干曖昧であっても多少自分に不利でも、これで決着つけないと売れないとなれば、ここでええよと言って境界を打つことになって、図面上も、整備が進んだりするんですけども、必ずそういうもんだと思うんですが、それを古い話ですからね、しなかったことがあってもそれは今さら時効ですから仕方がないんですけども、今そういうことはありませんよね。必ず土地の売買においてはチェックをして、だから公図に少し問題があったら時間がかかるんですけども、それについては間違いはないですよ。確認ですけども。

○賀屋委員長 監理課長。

○小田監理課長 土地の買収の流れでございます。

今、委員のほうからお話がありましたように、基本的には、土地を買収する場合、こちらにつきましては、まずは土地の境界の立会をしまして、土地の境界を確定していきます。その後には今度は補償金、土地の代金の算定をしまして、そちらを土地の所有者の方に提示して説明させていただきます。その後、話がまとまれば今度は契約という形になります。その後、契約が整いましたら、あとは所有権の移転登記等の順です。この登記におきましては、丸々土地を一筆買う場合であれば、分筆等は必要が特にないですけど、例えば分筆登記を一部の土地を買わせていただくという形になりますと、逆に言えば個人の土地が一部残ります。それは個人のままという形になりますと、そういう所有権移転登記の前に分筆登記、あるいはその分筆登記をするのに地図訂正が必要であれば、そちらの訂正もしていくという形の流れになります。最終的には全て終わりましたら、いわゆる補償金の支払いという形になります。これがいわゆる用地買収におきます基本的な流れという形になります。

以上です。

○賀屋委員長 日域委員。

○日域委員 それができなかったら、後で面倒くさいことになるなと思いますが、そうい

うことがあればあったでね、またちゃんとやらなくちゃ、また後世にそれが引き継がれますから、まあそれは。だからそのルールは昔から変わりませんよね、本来はね。ほとんどの場合は、それでちゃんと皆さんやってきているはずですよ。はい、またよろしく願います。

正直言いまして、これ通告はしていません。さっきの中川委員の質問を聞いて図面出して見て、ええと思ったんですが、ここにあったのを私は、見落としてましたというか、そこまで意識なかったんですけど、ばあっと見るとそこが入ってましたね。それから小方ヶ丘の向こう半分もありましたし、大竹高校もありましたし、ああすごいなと思いますけど、大体土地を造成するときに大願寺みたいに土を持ち出すのが目的なら別ですけど、普通は山があつて谷があつたらですよ、こうやって押して平らにして作るんが当たり前じゃないですか。そういうところのことをある意味では言うわけですよ、今回盛土って。もちろん谷を埋めて周りをもっと高くして、どこにも流れないもんならそれはいいでしょうけど、大体どっかに何ていうかな、擁壁があつたりする部分があるじゃないですか。それを今、これは航空写真で探したと言われましたけど、今、調査の本当の第一歩なんですよ。今からこれを見つけて今度実地調査なりして、それで危険性が云々とやるんでしょけども、これ危険だったらどうするのかなと、つい先走ったことになってしまうんですけども、これからどうなるのかわかる範囲で教えていただけますか。

○賀屋委員長 都市計画課実本主幹。

○実本都市計画課主幹兼計画整備係長 大規模盛土造成地安全対策事業の件ですけども、先ほど委員、申されたように、今まだ初期の段階でございます。先ほどと、少し重複するところがあるかもしれませんが、もう一度説明させていただきます。

今、第一段階でマップを作りまして、どこがそういった要件になるのかというのを公表させていただいております。今年度は、その造成年代の調査をして、来年からそういった要件に当たるところを現地踏査で優先度調査して、そこでまだ安全性が確認できないということであれば、もう一つ次の段階の調査がありまして、それが専門的な話になると二次スクリーニングという形になりまして、その内容といたしたら地盤の調査、ボーリング調査をしていくこととなります。それでも安全性がやっぱり危ないよと、地滑りするよということになりましたら、対策工事をしていくような形になるのではないかなと想定しております。

そうですね、いろんな対策の仕方ですね、その擁壁をもう一回補強するとか、アンカーを打つたりとか、いろんな工法が考えられますんで、そこまで大竹市の今の造成地が行き着くかどうかわかりませんが、まずそういうことの危険を回避したいということで予算計上させていただいております。

よろしく願います。

○賀屋委員長 日域委員。

○日域委員 ここに図面があるんですけどね。パソコンで開いたんですが、この海岸線にある赤い点々点々は、あれは護岸が壊れるんですか。何か広島県の場合、護岸が壊れない場合と壊れる場合と何か想定が2つあったような気がするんですが、そのことでしょうかね。

それ、いや、わからなかったら結構ですよ。

○賀屋委員長 実本主幹。

○実本都市計画課主幹兼計画整備係長 はい、すみません。今、委員が見られているのが広島県のホームページを見られているんですね。私のほうもプリントアウトしてたんでそれを見るとですね、今、海岸線に赤い二点鎖線というんですかね、一点鎖線ですかね、ラインがありますけども、これは右に凡例がありますけど、行政界ということで今回は市内に緑で囲んでいる谷埋め型大規模盛土造成地というのが16カ所あります。ここの部分のうちのですね、5カ所部分を今回調査として予算計上させていただいております。

よろしくをお願いします。

○賀屋委員長 日域委員。

○日域委員 ありがとうございます。

○賀屋委員長 続きまして、1回目が全部終わったかと思います。他に1回目の質疑はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○賀屋委員長 以上で、第1回目の質疑を終結します。

それでは、2回目の質疑を行います。

2回目の質疑、先ほどの1回目で途中になっておりました西村委員から。

西村委員。

○賀屋委員長 西村委員。

○西村委員 空家対策事業について、151ページでお尋ねいたします。

空家対策の推進に関する特別措置法ができ、前回調査した結果と今回、特定空家等現地調査業務委託料について、どのような調査をするのかということにつきまして、今日の午前中、他の委員からも併せて説明がありました。その中には平成29年から空き家対策について市のいろいろ委員会を設け対応してきたと。職員だけの目視で確認するだけでなく、司法書士会を通じたり、あるいは警察からの通知をいただいたりして空き家の状況を見てきたと思います。

昨年、一昨年と200万円の予算が組まれております。今年も同じように組まれとるんですが、それでは私自体は芸がないように思います。この200万円の予算を、よそに流用するのではなくて、最近のITを使う、ドローンを使って市内1万1,000所帯余りある中で、昨年の6月の定例会で同僚議員が質問しました。11軒ある中で4軒ほどを処置して残る7軒の中で1軒は処理をしましたと。私の記憶では元町三丁目とか本町二丁目等にあつたのも、もう既に空き地になっております。これは職員の努力もあるんですが、そうした部分でこうしたものは市内にいろいろあるのをドローンで映すというか、資料を集めるといいですかね、ドローンの場合だったらよその敷地に入ることがないので、そうしたものに、この200万円の運用の仕方を考えられないかということをお聞きしたいと思っております。これについてのお考えをお聞かせください。

○賀屋委員長 都市計画課讃井主幹。

○讃井都市計画課主幹兼建築住宅係長 ドローン等についてはなんですけれど、今はなかなか

答弁できるかどうか、すみません、知識もなくわからないんですが、空き家の調査、平成29年ぐらいに行ったものについての部分とかを、簡単に御説明しますと、いろいろと何度かこういう質問いただいているので、いろいろ数値がもう出ておりますが、現状、平成29年に調査したときに570軒ぐらいのうち、40軒ぐらいが最近までなくなっている、さらには警察等からの情報提供によって現在、総数的にいうと約700軒ぐらいあるんですが、そのうち解体されたのが約74軒ぐらいあるというのが現状で、残り今我々が把握してるのが622軒ございます。これは正確かどうかわかりません。

この調査のやり方なんです、先ほど200万円の説明もよい説明ではなかったかもしれませんが、平成29年に行なった調査というのがコンサルタントなんかに委託して、市内全域の調査をして、そのデータから約570軒というのを出したんですが、それには、いろいろやはり調査のノウハウもございまして、例えば電気、水道とかが動いているとか現状で見て、ここはつけているけれども空き家だとかというのをその業者のノウハウでチェックされて空き家というのを判断しております。そういう中で、ドローン等で、空き家というのがわかるのかどうかとか、市街地を飛ばしていいのかどうかというの、はっきりわかりませんので、今なかなか答弁できないんですが、先ほど言った委託料についても再来年度ですね、来年度ではなくてさらにその次の年度が約5年の目安になるので、予算がつけばドローンではなくて、また、もう一度同じような調査をして動向を確認したいとは思ってるんですけども、ドローン等の調査以外にも何か新しい情報が入ったり法改正による何かがあれば、それに基づいてまた予算を計上するとか、考えていこうとは思っているんで、現状ドローンでできるかどうかというのは、少し勉強不足でわからないんですが、次にはそういう調査をしたいなと思っております、この200万円については何かあれば少し勉強していきたいと思っております。

以上です。

○賀屋委員長 西村委員。

○西村委員 せつかく200万円の予算がついてるんで、いろんな形で利用されることをお願いしたい思い、そして、ドローンは別に市の職員がする分じゃないんですよ。もうそういうビジネスがあるんですよ。土木には山の急峻地を調査するドローンもありますし、工場なら工場の危険地帯を調査するそういうのが、もう全国いろいろありますので、そういうものを使う予算で私が言いたいのは、この200万円を活用するという意味。

もう1つは、市内の所帯数が今、戦後75年以上もたてば、建て替えて新しい家が建ってまますけど、人口の増加の傾向を見ますと減っていく中での家が建ちよるということは所帯数はあまり変わらないと思ひ、そうするとむしろプロの手を使う、先ほど説明、主幹が言われましたが、司法書士なんかを利用して、職員が出向いていかないとか、そういうものに使うんも、200万円の予算の中を活用すれば、この200万円がいろいろ生きた予算になると思うんです。特に、空き家は早急にやらなくてはいけないのが、この空き家は必ず相続が絡むんですよ、取り壊すときに。ややこしくなるのがこの空き家なんですよ。いつまでも置いとくと最後は、大竹市の未収金に上がってくる、不動産のものに関わる、固定資産税の税収にも絡んでくる、いろんな面で総合的に考えたらおろそかにできないのが、この



空き家対策なんです。ぜひともこういうことを含めて、来年、再来年に向けての取り組みをお願いしたいことと、今回この200万円上がるとの予算としては、委託料だろうが使用料だろうが、この200万円大いに活用した使い方をお願いして質問は終わります。これについても何かございましたら、回答お願いいたします。

○賀屋委員長 讃井主幹。

○讃井都市計画課主幹兼建築住宅係長 委託料の使い方については、法的な部分ばかりで使おうと思ってましたので、建物調査等ですね、少し勉強していきたいと思います。この場を借りて簡単に来年以降の説明として委員がおっしゃるとおりでございまして、空き家になる、人口のこともよく存じております。今、2万6,000人ぐらいの人口でどんどん減っている中で、高齢化の方もすごくどんどん9,000人、1万人と増えているような状況、さらには住宅の着工統計数自体はずっと横ばい、結果論で言いますと人口が減ってそういう形になると世帯があんまり変わってないのかもしれませんが、やっぱり空き家が増えているという現状が見受けられると思います。

そういう中で、最近の状況でいいますと、職員でできることとというのであまり予算を使わないようにやってるんですが、今、新しい空き家に対するパンフレットを大竹市に土地をお持ちで市外の方に、納税義務者がいる方に関しては、その方にその空き家の大竹市の新たに作ったパンフレットございまして、後々また市ホームページにアップしていこうとは思ってるんですが、それをお送りしまして、あとは市広報4月号に空き家の大竹市バージョンのパンフレット、それにはいろいろ諸問題であるとか、空き家とはこういうものですよというのを少しわかりやすくしたものを作っておりますので、それをこの4月号に出せる予定になっております。

また、近年、法務局等が動いておりまして、いわゆる委員がおっしゃったとおりなんですが、相続問題について今義務化という形になってきたので、義務化によるパンフレットというのも法務局と連携して、メインは法務局に作っていただくんですが、それに対して大竹市がコメントしたものをつけたものも今用意もうできて、4月号に同じく送りたいと思ってるんですけど、今調整がうまくいってなくて、もしかしたら送れないかもしれないんですが、そういうものも送るような状況で、いわゆる空き家にならないとか、相続問題で空き家の処理が難しくならないような施策というのも考えながらやっております。今の現状でございます。

以上です。

○賀屋委員長 いいですか。

○西村委員 はい。

○賀屋委員長 続きまして、通告分が残っております。

原田委員お願いします。

原田委員。

○原田委員 それでは、2回目の質問なんですけども、152ページの指定管理者業務委託料で少し増額になってるんですけども、これはやはり人件費ということでよろしいんでしょうか。

○賀屋委員長 讃井主幹。

○讚井都市計画課主幹兼建築住宅係長 これは、ベースの委託料は変わっておりませんが、指定管理者との協定の中でインセンティブという部分を支払っております。これは収納率による収納状況からインセンティブを払うという形になっているんですけども、近年、収納状況がよくて、過去に設定していた金額70万円というものが少し超えてきておりまして、最大値である110万円という形で40万円増やして、来年度から予算組んだ状況でございます。

以上です。

○賀屋委員長 原田委員。

○原田委員 失礼いたしました。これまで、収納率が上がってるんでしょうけれども、この指定管理者制度を導入する際に、民間のノウハウを活用するというのがその理由の1つにあったと思うんですけども、これはノウハウを活用してこうなったのかどうかわかりませんが、この収納率上がった点であるとか、そのほかにもたしか住民サービスが向上したとかというのもあったと思うんですけども、これはどのような、今の指定管理者が努力されたのか、ノウハウなのかわかりませんが、収納率が上がったこととか、住民サービスが向上したことというのを、どのような理由だと分析されていらっしゃるんでしょうか。

○賀屋委員長 讃井主幹。

○讚井都市計画課主幹兼建築住宅係長 以前にもいろいろと質問をこういう場でも受けて、答えているところでございますけれども、このたびも指定管理者のモニタリングとかチェックシートなんかも作っていただいて、我々なりの自己評価というのも行ったりしております。そういうところで思いますのが、やはり以前もお話したように、きめ細かくやはり住民の方というか居住者と接する、収納率に関していえば、やっぱりもう細かく、細かくというか丁寧に対応していく、もしくは住民の例えば苦情とかそういうものがあつた場合には丁寧に接していくというのと、さらに委託した内容としまして建物の維持管理という面でも、以前なかなかできてなかった部分というのがやはり建物いろいろチェックしてもらったり、回ってもらったりしながらですね、細かくチェックしていただいて、ここを補修していくというところもやっぱり住民の居住のサービスの向上につながったり、そういうものが全ての面で、よくなってるんじゃないかなと思っております。

以上です。

○賀屋委員長 原田委員。

○原田委員 ということは、そのきめ細かく丁寧に対応するというのは、指定管理ではないと難しいということでしょうか。

○賀屋委員長 讃井主幹。

○讚井都市計画課主幹兼建築住宅係長 もともと指定管理制度に持っていたときの平成25年のときなんだろうけれども、そのときにもやはりなかなかできてなかったところを、民間のノウハウを先ほど言われましたように取り入れるという面も含めて、行ってやってきた状況です。そういう中で、職員でできるかといったときに、当時いた職員の人数を考

えますと、指定管理者は今4人の体制で実際にはやっております。それに特化した形で職員がいるわけですが、我々が住宅係というところにあったときは、やはり3人ぐらいの職員でやった状況を考えると、人数の問題、いろんな面の問題では、やはり今の状況、指定管理しているほうがよく、職員でできないというのではなく、今のほうが効率的であるんだろうと感じております。

以上です。

○賀屋委員長 原田委員。

○原田委員 では、これは民間のノウハウが生かされていると考えてよろしいでしょうか。そういうノウハウがどのようなものか、私は、わかりませんが、学ぶべきところは学んで、それが今回はこの指定管理の話ですが、それ以外にも民間のノウハウというものが、どのようなものかという、生かされる、学ぶべきところは学んで、取り入れるところは取り入れてやってもらうとですね、よりこの指定管理をした意義があるんじゃないかなと思いますので、ぜひそのあたりよろしくお願ひしたいと思います。

それでは、続きまして、153ページ。こちらの平屋住宅解体工事について、お伺ひしたいんですが、この大竹市内に解体の工事を専門に扱っている業者は幾つあるんでしょうか。お願ひいたします。

○賀屋委員長 中野監理課主査。

○中野監理課主査 監理課主査の中野と申します。

解体工事専門業者、市内の業者数についてお答えいたします。

令和3年3月1日現在で建設業法上の解体工事業で市の入札参加資格の認定を受けている市内業者は14者ございます。ただ、この14業者は、いずれも解体工事以外の業種、例えば土木一式であったり建築一式であったり、これらの業種の建設業許可も受けているため、解体工事専門ということにはならないと考えております。

以上です。

○賀屋委員長 原田委員。

○原田委員 では、例えば解体工事をする際というのは、私はこういう業界のこと詳しくなく、わからないので教えていただきたいんですが、専門でない場合は、例えば下請の事業者で専門の事業者がいるとすると、そういうところに発注したりとかいうことになるのか、専門ではなくてもそこが解体の業務を取り行うのか、その辺をすみません、教えていただけますでしょうか。

○賀屋委員長 中野主査。

○中野監理課主査 工事の内容にもよると思うんですが、例えば建物を解体して更地にするような工事であれば、今の建設業法上の解体工事業の建設業許可が必ず元請として必要になります。土木工作物の解体工事だったら土木一式工事で施工は可能ですし、高層ビルの解体とか解体と一緒に建て替えなんかを行う場合は、建築一式工事業の許可があれば解体工事を含めて工事は施工できるというようになっておりますので、その工事の内容によって指名する業者等は変わってくると思います。

以上です。

○賀屋委員長 原田委員。

○原田委員 それで、いろいろな解体の種類があると思うんですけども、どのような解体であったとしてもですね、今の大竹市内の業者でこういう解体工事というのは賄っていると考えるとよろしいのでしょうか。

○賀屋委員長 監理課長。

○小田監理課長 指名競争入札を前提とした御質問であろうかと思えます。

指名競争の場合におきましては、請負の対象設計金額に対応しまして、いわゆる登記区分等をしております。その金額に基づいて、その資格者の中から選定していきます。いわゆる選定する業者数につきましても、やはり金額に応じて何社、何社という形になります。それによって変わってくることは想定はされるんですが、ここ何年か市の関係で解体等しておるものにつきましては、今年度におきましても全部で3件かな、件数ありましたが、一応は市内業者、いわゆる市内に本店がある者、あるいは市内に支店がある者ということの中で指名はさせていただいております。

以上です。

○賀屋委員長 原田委員。

○原田委員 はい、ありがとうございました。

以上です。

○賀屋委員長 2回目でございますが、他に質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○賀屋委員長 質疑なしと認めます。

続きまして、3回目の質疑を行います。質疑はございませんか。

細川議長。

○細川議長 では、お疲れのところ、2、3お尋ねいたします。

監理課のほうになると思うんですけども、入札について幾つかお尋ねいたします。

まず、去年ですね、品確法に関わる改正点について議会のほうで勉強会に御協力いただき大変ありがとうございました。大変勉強になりました。また何かあったら御協力お願いいたします。

それで、このたびお尋ねしたいことは事前通告しておりましたが、組み立て上、通告どおりになっていないのをお許してください。

まず、133ページから134ページにある建設等一般事務（電子入札システム導入事業）でございます。これは概要に、県と県内市町が共同利用する電子入札システムを導入します。という説明がありますが、一体いつ頃からこれは導入できますでしょうか。

○賀屋委員長 監理課長。

○小田監理課長 現在の想定しております時期でございます。こちらのほうのシステムを利用するためには、機器の準備とか、あるいはまだ利用登録等がされてない事業者におきましては、その手続が必要になってまいります。そちらのほうの準備期間、あるいは大竹市として電子入札システム、こちらのほうの入札を開始しますということの周知も必要になってこようかと思っております。時期として今考えておりますのは、令和3年度の10月か

ら、大きく分けますと下半期といいますか、10月1日から利用開始ということをお考えしております。

以上です。

○賀屋委員長 細川議長。

○細川議長 ありがとうございます。そしたら業者への周知とか、準備とかは今から始まるということですね、はい。それで、この電子入札でやるのは全ての建設工事ということですか。いろいろ一般競争入札とか指名競争入札とか、建設工事の内容やら規模によっていろいろあると思うんですけど、これ全てと考えるとよろしかったでしょうか。

○賀屋委員長 監理課長。

○小田監理課長 一応、今全てこちらのほうを利用する方向で考えております。ただし、あとは、この電子入札システムをまだ利用されていない事業者もあります。例えば県とか、あるいは他の自治体におきまして、こちらのシステムを使っている事業者もあろうかと思えますけど、このシステムにつきましては、一応は電子入札システムは導入しますが、引き続き、まだ今までどおりの紙のほうがいいですよという事業者がございましたら、当面は並行といいますか、併用するような形で、今考えてはおります。電子入札と紙という、今までどおりの方法というのは並行していくという。

以上です。

○賀屋委員長 細川議長。

○細川議長 これ建設業者のほうの状況をよく把握していらっしゃるようでしたが、既に県とかの入札の関係で、この電子入札システムをもう導入されている業者と、されていない業者の数とかいうのを把握されてますか。

○賀屋委員長 中野主査。

○中野監理課主査 市内のみの数になるんですけども、市内で現在、入札参加資格の認定業者数が41者ございます。このうち、もう既に今回導入する予定の利用登録を行っている業者は8者ございます。

以上です。

○賀屋委員長 細川議長。

○細川議長 もう少したくさんあるのかなと思ったんですけど、導入していない会社のほうが圧倒的に多いということですよ。そしたら、今心配なのは、先ほどすぐに電子入札できないところは並行してやっていくという御答弁でしたが、そうすると結構手間が逆に増えるんじゃないのと思うんですよ。半年間の間に、できたら全者対応できるようにという、そういうことを考えておられますか。

○賀屋委員長 監理課長。

○小田監理課長 こちらのほうの電子入札システムの利用するに当たりまして、必要なものとしましては、当然インターネット、こちらのほうに接続する、電子メールが送受信できるパソコン、あるいはICカードとか、あるいはカードリーダーというものが必要になってまいります。それと、あとは事業所によりましては、電子といいますか、パソコンというのがあまり得意ではないです、今までどおりの紙が、やっぱりこちらのほうが自分たち

はいいんですよという事業者もあろうかと思えます。

市としましては、この電子入札システムというのをこういうメリットがあります、それは例えば事業者におきまして、コスト削減といいますか、そういう形でのメリットもありますし、市の入札担当部署としまして、事務の効率化という形であり、双方ともメリットというのがございますので、その辺をまたお話をさせていただきながら、あとは最終的には、やはり事業者の方の判断という形になろうかと思えます。できれば電子入札がどんどん進んでいっていただければと思っております。

以上です。

○賀屋委員長 細川議長。

○細川議長 今の御答弁の中で、やっぱり業者側も幾つかそろえなきゃいけない機器があるというお答えでした。小さなところは持ってないところもあるんじゃないかなと思うんですよね。

新型コロナウイルスの関係で、やっぱり人と人が対面しなくてもできるようにということで新しい、一般人の場合は新しい生活様式という言われ方してますけども、業者のほうも新しい仕事の仕方というか、あれで何かそういった初期投資に対する国の補助というか、ああいったのはありませんか。そしたら導入しやすくなるんじゃないかと思うんですけど。

○賀屋委員長 監理課長。

○小田監理課長 国等の補助ということでございますが、今こちらでそういうものを把握してるものはございません。確かに今言われましたように、こういうコロナ禍ということもありますし、コロナ禍がもし例えばある程度解消されたとしても、実際は電子入札になりますと、要は事務所において、そこでいわゆる入札ができますよ、事業者が来ましたら、例えば市役所までに来なくてもいい、あるいは紙であればその入札書を書いて封を入れて、またそれをそういう作業もなくなっていきますと。結果についても、割とパソコン上でばっと見えるようになりますんで、そういう本当のメリットというものをPRをしていきたいと思っております。現在においても、もうこちらの電子入札システム、既に利用しておる事業者もございますので、そちらのほうは事業者のほうでいろんなそういう負担もしていただいております。今補助金については、国や県のメニューで把握したものはございませんので、その辺のPRをどんどんしていきたいと思っております。

以上です。

○賀屋委員長 細川議長。

○細川議長 もし、そういうのがあれば一生懸命探して紹介してあげてください。メリットについてはしっかりと情報共有していきながら将来的には全部が対応できるようにというのを目指してらっしゃるということですので、しっかりお願いいたします。

すみません、それで電子入札から少し外れるんですけども、今年度、入札のときの予定価格の事前公表しない入札というんですかね、あれを試みてらっしゃると聞いています。また、総合評価方式についても取り入れてると聞いてるんですけども、そこら辺を今年度実施してみてどうだったかということも、また来年度の予定をお聞かせください。

○賀屋委員長 監理課長。

○小田監理課長 まず、予定価格の事後公表の関係について説明させていただいておきます。

今年度一応は3件ほど、この建設工事の関係で事後公表に取り組みました。全て(仮称)おがたこども園の関係でございます。こちらの建築主体工事、あるいは電気設備工事、それと機械設備工事、こちらのほうで実施しております。成果ということでいきますと、例えば一般競争入札の過去5年間の平均の落札率という面で行きますと、大体これが約90%前半ということでありましたが、この今の3件の平均値で行きますと、これが約80%となっておりますので、落札率で行きますと10%ほど下がったという状況でございます。こちらの事後公表につきましても、基本的には今考えておりますのが設計金額が高額で、高度な積算能力を要するような工事というもので今年度実施しております。今後につきましても、そういうものがございましたら、また検討していきたいと思っております。

それともう1件は、総合評価方式の関係ですね。総合評価方式につきましては、今年度5件ほど実施しております。こちらの総合評価方式というのは、入札価格と、それ以外のその他の条件の評価、こちらを基にして評価値の最も高い者を落札者とするという形で取り組んでおります。この決定におきまして、価格以外の評価点ということでございますが、公共事業の品質確保と、担い手の育成というところに主眼を置きまして、項目としましては企業の施工能力、あるいは配置予定技術者の能力、あるいは地域への貢献度等の項目を設けて評価を実施いたしました。この担い手の育成というのは、やっぱり市内の建設業者の数も減少してきておりますし、災害時への対応という形の中でやはり地元の業者というのは大変心強い存在になろうかと思っております。そういう面でその市内業者の育成というのは必要なことだという認識でおります。総合評価方式になって先ほど言いましたように、入札価格もそうなんですけど、企業の施工能力とか、あるいは配置予定技術者の能力、あるいは地域への貢献度等の向上が図られまして、それによって市内業者の育成につながっていくと認識しております。次年度以降におきましても、何件かは、やはりその総合評価方式をまた実施していければと思っております。

以上です。

○賀屋委員長 細川議長。

○細川議長 予定価格の事後公表については、金額の高い入札を狙っていくというか、効果も大きいと思いますので、そのほうが、今お尋ねして効果がかなり出ているということでよかったと思います。

総合評価方式のほうも、しっかりと市内の担い手確保をしながら業者を育てていくという面で、総合評価方式のほうは結構担当課のほうも大変じゃないのかなと思もあるんですけども、しっかり対応していただければと思います。どうぞよろしくお願いします。

○賀屋委員長 他に質疑はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○賀屋委員長 以上で、第8款土木費と第11款災害復旧費の質疑を終結いたします。

本日はこの程度にし、明日10時から、第12款公債費の質疑に入ります。

お疲れでございました。

16時27分 閉会